

堺市

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(令和3(2021)～5(2023)年度)

【素案】

令和2年10月

堺市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	4
2	計画の性格	5
3	計画の期間	7
4	計画の策定体制	7
5	介護保険制度改正のポイント	8
6	日常生活圏域	9

第2章 高齢者等の現状と将来推計

1	高齢者等の現状	11
2	高齢者等実態調査結果からみた特徴	14
3	前計画の評価	21
4	要支援・要介護認定者の状況	26
5	高齢者数および要支援・要介護認定者数の将来推計	27
6	認知症高齢者の将来推計	30

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	31
2	計画目標	32
3	重点的な取組	34
4	施策体系	35

第4章 施策の展開

1	自立支援・介護予防・健康づくりの推進	36
2	在宅ケアの充実および連携体制の整備	49
3	介護サービス等の充実・強化	60
4	認知症施策の推進	71
5	高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備	80
6	高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援	97

第5章 介護サービス量等の見込み

1	介護保険施設等の整備	104
2	要介護等認定者数の見込み【再掲】	108
3	介護保険給付の見込み	109

第6章 計画の推進

1 関係機関等との連携	116
2 計画の周知・広報	119

資料編

- 保険者機能強化推進交付金等の項目一覧

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では人口減少社会の到来の一方で、高齢者の急激な増加が進み、超高齢社会に突入して10年以上が経過しています。令和2（2020）年4月1日現在、総務省統計局の人口推計では、65歳以上の人口は3,605万人（概算値）、高齢化率は28.6%となっており、国民の約3.5人に1人以上が高齢者となっています。

また、令和2年版高齢社会白書によると、わが国の高齢者人口は「団塊の世代（昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までの3年間に出生した世代）」が65歳以上の前期高齢者となった平成27（2015）年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。65歳以上人口と15～64歳人口の比率をみると、昭和25（1950）年に1人の65歳以上の者に対して12.1人の現役世代（15～64歳の者）がいたのに対して、平成27（2015）年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.3人になりました。高齢化率は上昇し、現役世代の割合は低下し、令和47（2065）年には、65歳以上の者1人に対して1.3人の現役世代という比率になると見込まれています。

このような予測に対し、国はこれまで介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年までの「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により、地域包括ケアシステムを推進していくことを示してきました。

平成29（2017）年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

これを受けて本市では、平成30（2018）年10月1日に「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を施行し、市、医療介護等関係者、市民等が共に力を合わせて地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいます。

本市の高齢化率は令和2（2020）年3月末で28.1%と、全国の数より若干低いものの、確実に高齢化が進み、令和22（2040）年には35%を超えると予測され、高齢化に対するより効果的な対応が求められています。

また、令和2（2020）年4月に新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発出されて以来、これまでの生活様式からの転換が迫られ、日常生活の新たなあり方が模索されており、高

高齢者保健福祉や介護保険制度に係るサービスや事業についても、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

本計画は、これまでの取組について必要に応じて見直ししながら、本市の高齢者施策を総合的に推進するため、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7（2025）年および令和22（2040）年を展望し、本市における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る計画として策定します。また、計画の基本理念の実現をめざし、多様な主体が連携し、地域づくりの取組を促進し、発展させていく計画とします。

2 計画の性格

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

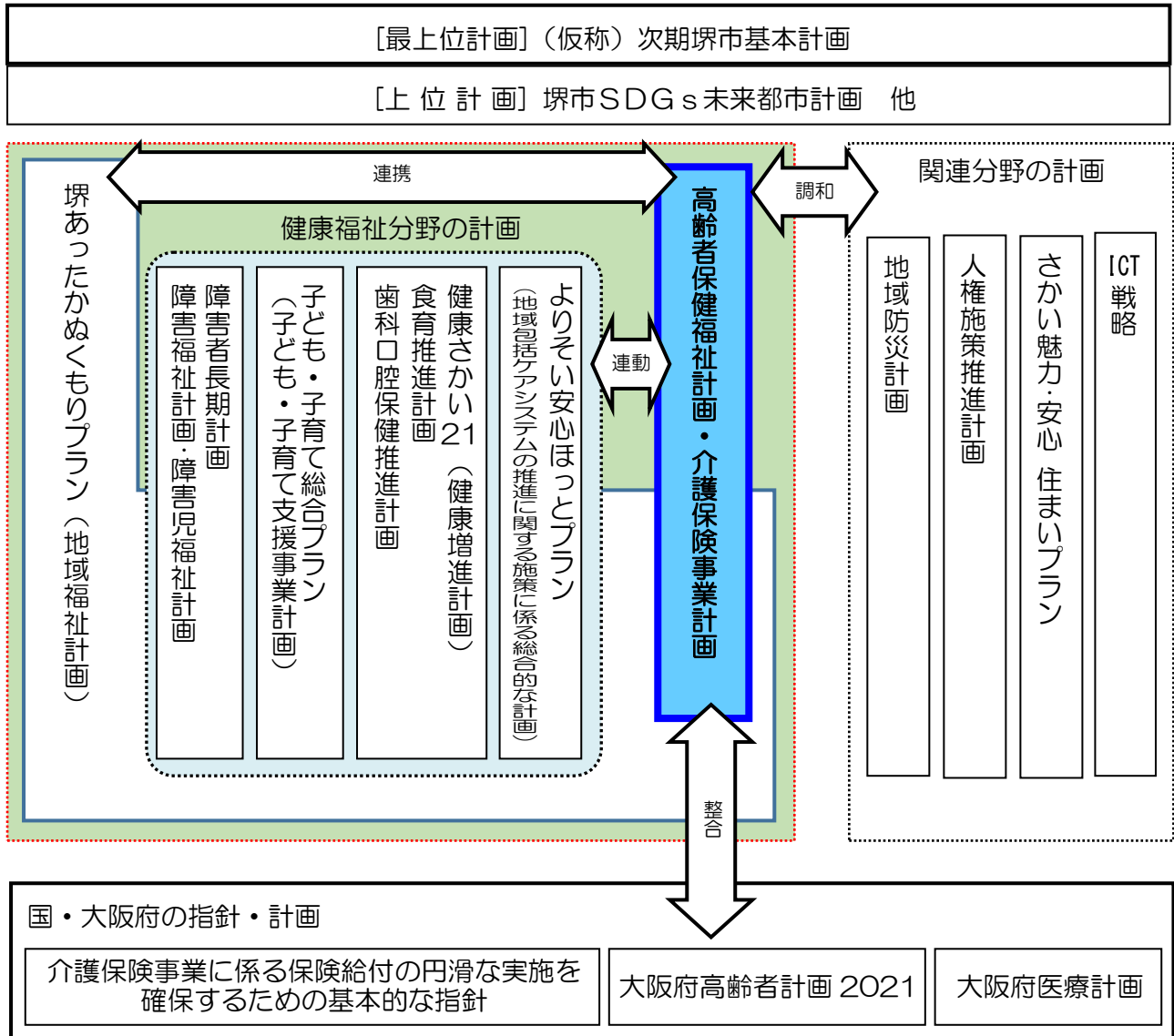
本市では、総合計画である「(仮称)次期堺市基本計画」が、市が策定する各種計画の最上位計画に位置づけられています。

また、本市は、「SDGs未来都市」として選定する国の公募に対して、平成30（2018）年3月、人口減少や高齢化などの地域課題解決をめざす提案を行い、「SDGs未来都市」に選定されており、「堺市SDGs未来都市計画」（同年8月）を策定しています。

さらに、本市は、令和元（2019）年11月、令和8（2026）年度までの方向性を示す長期計画と、より詳細な取組を示す中期計画で構成する「よりそい安心ほっとプラン（堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画）」を策定しています。令和2（2020）年3月には、健康福祉分野の計画の基盤計画として、令和7（2025）年度までの6年間を計画期間とする「堺あったかぬくもりプラン4（第4次堺市地域福祉計画）」を策定しています。

本計画は、「(仮称)次期堺市基本計画」、「堺市SDGs未来都市計画」及び「堺あったかぬくもりプラン」をそれぞれ最上位計画、上位計画及び基盤計画と位置づけ、その他の健康福祉分野の計画や関連分野の計画と連携して推進していくとともに、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、大阪府の「大阪府高齢者計画2021」、「大阪府医療計画」とも整合のとれた計画とします。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

介護保険事業計画は3年を1期として策定するものとされているため、第8期介護保険事業計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間となります。高齢者保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者保健福祉計画の計画期間も令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までとなります。

本計画は、令和22（2040）年の社会保障を展望しつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までの中長期的な視野に立って策定します。



4 計画の策定体制

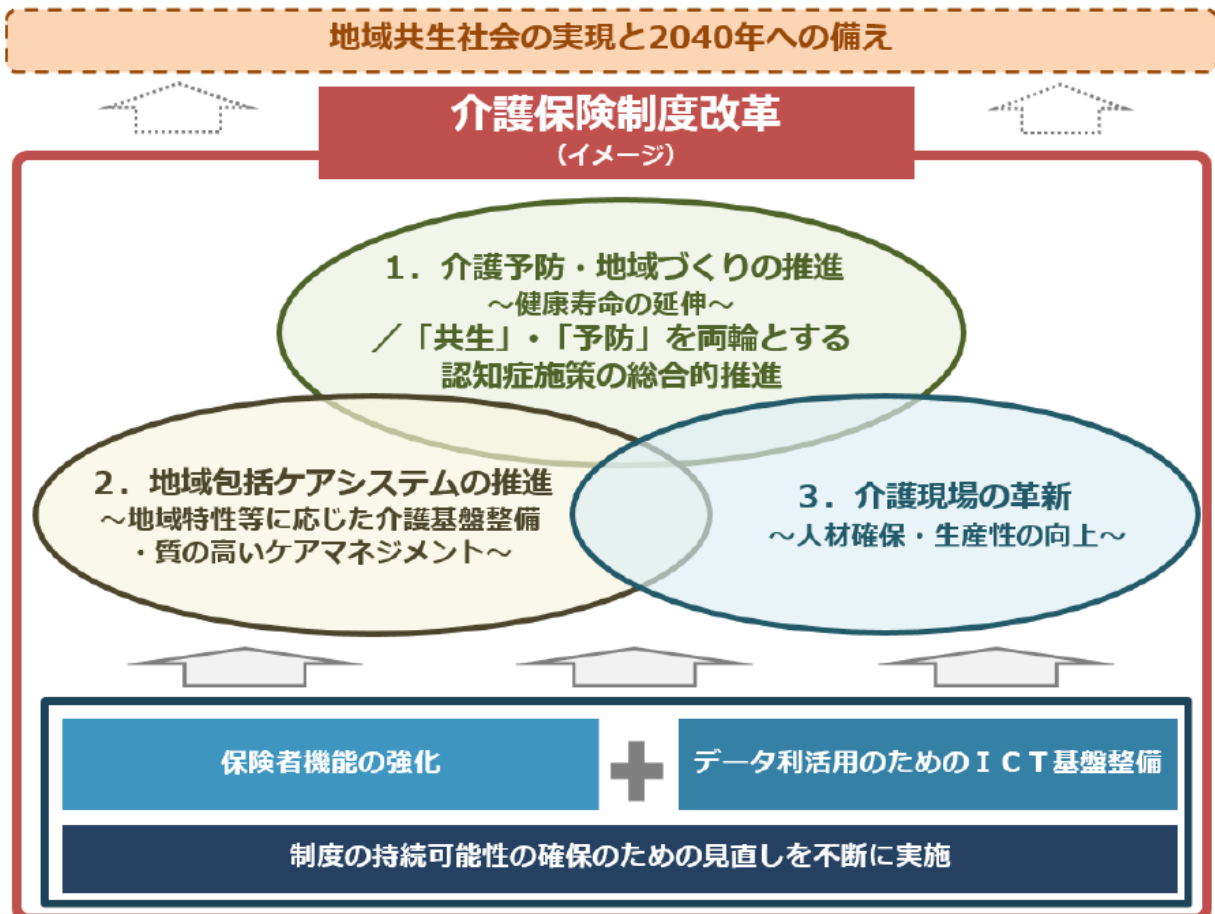
本計画の策定に当たっては、令和元（2019）年度に実施した「堺市高齢者等実態調査」の結果等も踏まえながら、学識経験者、市内関係団体、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」及び市内関連部局による「堺市地域福祉推進市内委員会」において検討を行い、策定を進めました。

なお、広く市民の意見を聴取するため、計画素案に関してパブリックコメントを実施しました。

5 介護保険制度改革のポイント

国の介護保険部会（令和元（2019）年12月27日）では、3つの方針と、それを推進するための重要な取組を介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

<参考：介護保険制度改革の全体像>



また、第8期介護保険事業計画では、計画の柱となる以下の7つのポイントが挙げられています。

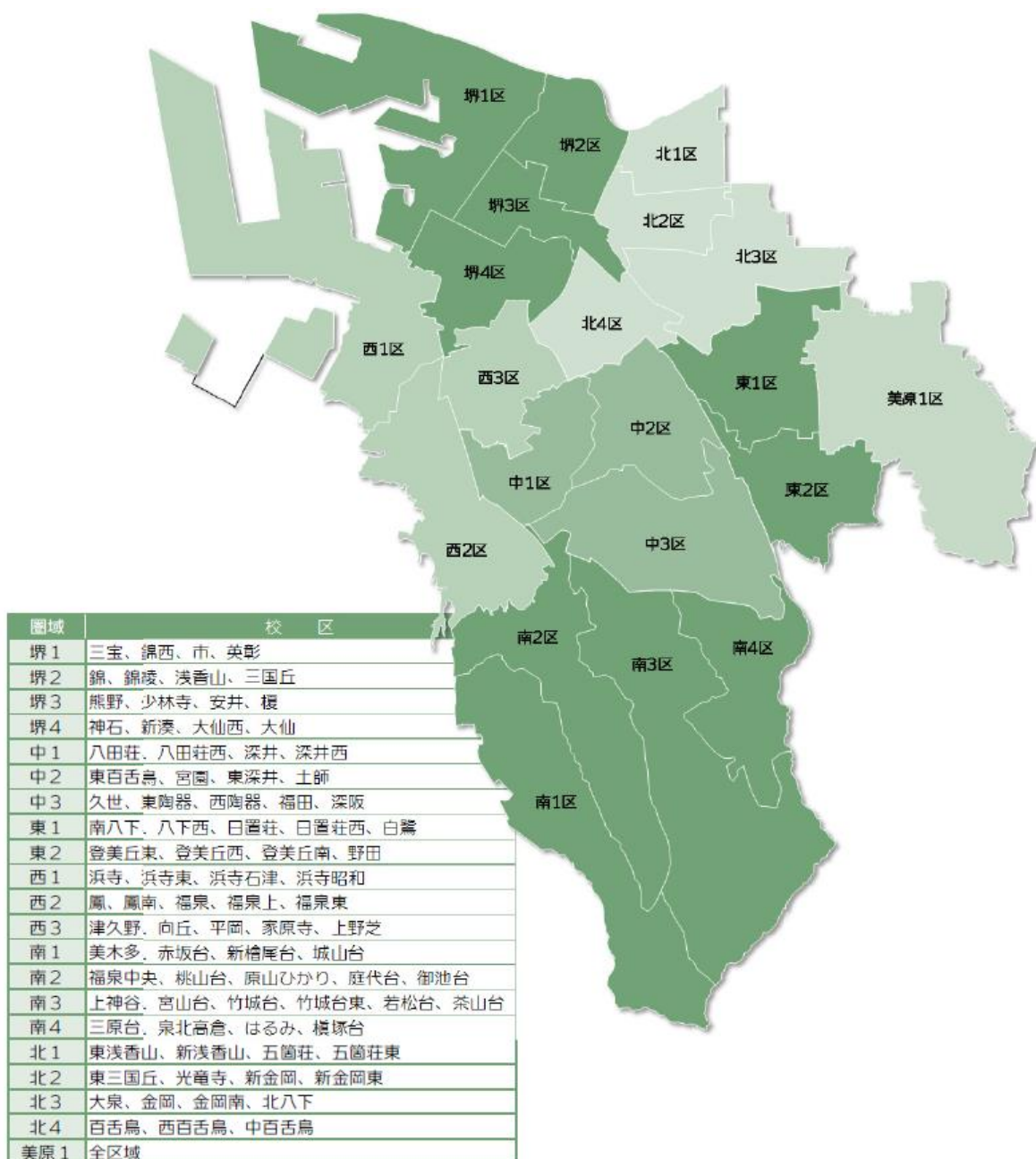
- ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

6 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定に当たっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市では、行政区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた 21 圏域を日常生活圏域として設定し、平成 24（2012）年度から、日常生活圏域ごとに 21 の地域包括支援センターを設置しています。それとともに、各区役所に基幹型包括支援センターを設置し、多様で複雑化するニーズをもつ高齢者へ、堺市社会福祉協議会各区事務所の日常生活圏域コーディネーターとともに幅広い支援を実施しています。

日常生活圏域



日常生活圏域の概況

区	圏域	① 高齢者 人口	高齢化率	② 独居 高齢者	独居 高齢者率 (②÷①)	③ 要介護等 認定者数	要介護等 認定率 (③÷①)	④全世帯数	⑤ 高齢者 のみ 世帯数	高齢者 のみ 世帯割合 (⑤÷④)
堺	堺 1	12,025	27.1%	4,538	37.7%	2,962	24.6%	集計中	6,723	集計中
	堺 2	9,675	26.8%	3,507	36.2%	2,600	26.9%		5,291	
	堺 3	9,143	25.5%	3,808	41.6%	2,582	28.2%		5,373	
	堺 4	9,842	32.4%	3,562	36.2%	2,874	29.2%		5,418	
中	中 1	10,336	30.0%	2,846	27.5%	3,108	30.1%		5,080	
	中 2	9,455	23.4%	2,805	29.7%	3,284	34.7%		4,687	
	中 3	12,701	26.5%	3,218	25.3%	2,144	16.9%		5,869	
東	東 1	13,380	31.1%	3,822	28.6%	2,884	21.6%		6,747	
	東 2	12,760	29.4%	3,598	28.2%	2,445	19.2%		6,311	
西	西 1	11,253	28.2%	3,784	33.6%	2,285	20.3%		5,934	
	西 2	14,193	24.1%	4,190	29.5%	3,859	27.2%		5,548	
	西 3	10,821	27.8%	3,277	30.3%	2,688	24.8%		7,112	
南	南 1	11,663	32.8%	2,658	22.8%	2,847	24.4%		5,534	
	南 2	13,840	35.2%	3,444	24.9%	2,781	20.1%		6,813	
	南 3	10,771	33.2%	3,571	33.2%	3,838	35.6%		5,814	
	南 4	11,649	33.8%	3,496	30.0%	2,115	18.2%		6,215	
北	北 1	9,123	23.9%	2,848	31.2%	1,847	20.2%		4,658	
	北 2	9,621	29.4%	3,633	37.8%	2,177	22.6%		5,568	
	北 3	10,184	23.1%	2,897	28.4%	2,042	20.1%		5,093	
	北 4	10,331	23.1%	3,304	32.0%	1,959	19.0%		5,312	
美原	美原 1	11,560	30.1%	2,738	23.7%	2,442	21.1%		5,283	
合計		234,326	—	71,544	—	55,763	—		120,383	
平均		11,158	28.1%	3,407	30.9%	2,655	24.0%		5,733	
最大差		5,070	—	4,538	—	3,859	—		7,112	

第2章

高齢者等の現状と将来推計

1 高齢者等の現状

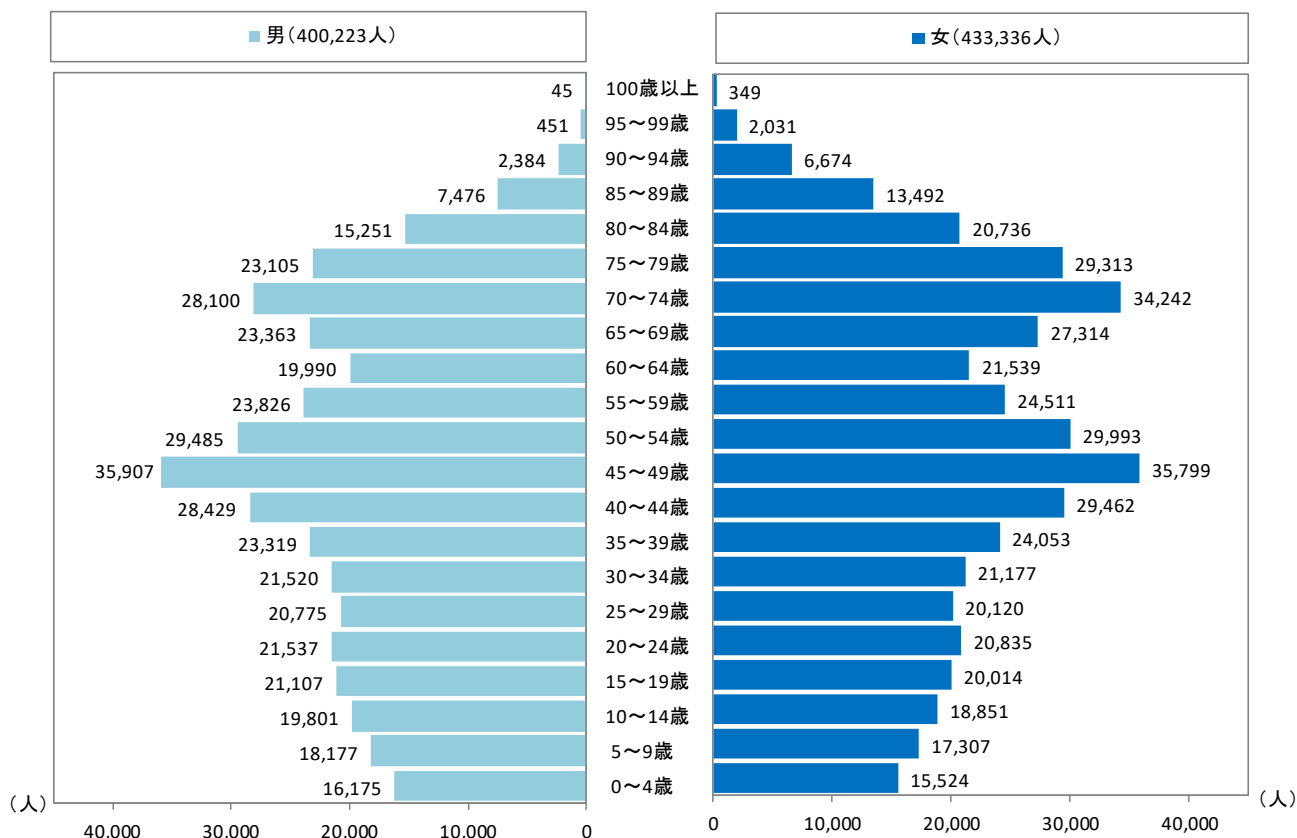
(1)人口構造

本市の人口ピラミッドをみると、男性では「45～49歳」、「50～54歳」、「40～44歳」の順に、団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。男性の65歳以上では「70～74歳」が最も多く28,100人で、「65～69歳」、「75～79歳」が続きます。

女性では「45～49歳」に次いで「70～74歳」が34,242人と多く、続いて「50～54歳」、「40～44歳」、「75～79歳」、「65～69歳」の順に多くなっています。

また、高齢になるほど女性の人口のほうが多く、100歳以上の女性は349人となっています。

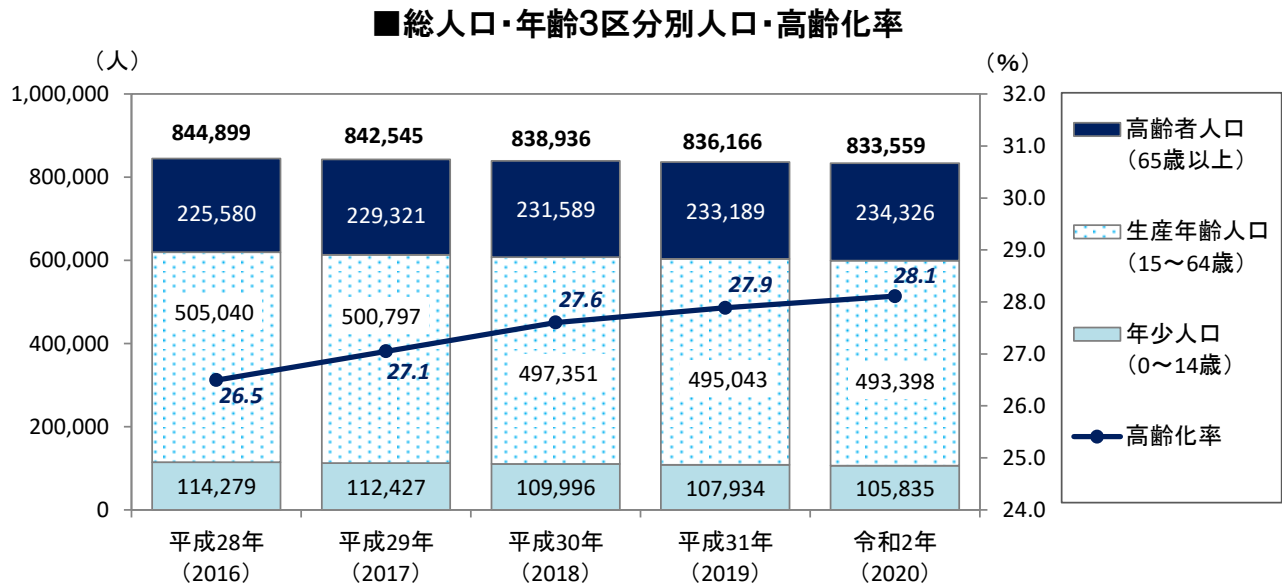
■人口ピラミッド



資料：堺市住民基本台帳人口・年齢別統計表（令和2（2020）年3月末現在）

(2)年齢3区分別人口の推移

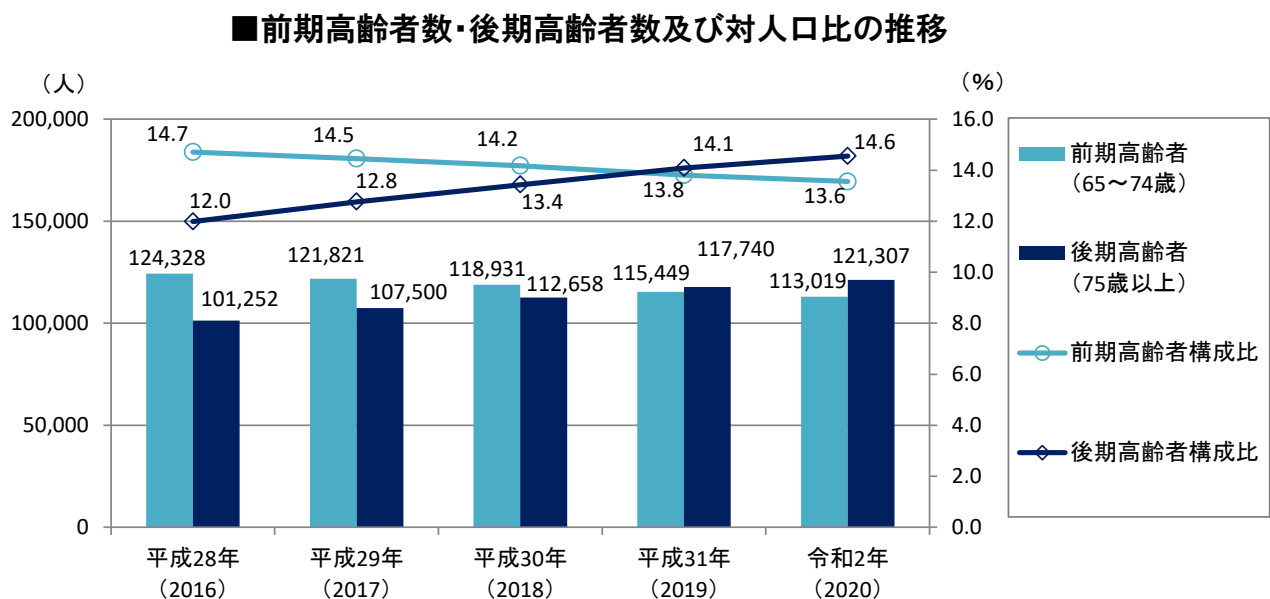
平成 28 (2016) 年以降の本市の総人口は、減少傾向で推移しています。年齢 3 区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移している一方、高齢者人口は増加し続けています。これに伴い高齢化率は上昇が続き、令和 2 (2020) 年に 28.1%となっています。



資料：堺市住民基本台帳人口・年齢別統計表（各年 3 月末現在）

(3)前期・後期高齢者人口の推移

本市の前期高齢者・後期高齢者の推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向にあります。これに伴って対人口比は、前期高齢者で低下が続き、後期高齢者で上昇が続いています。



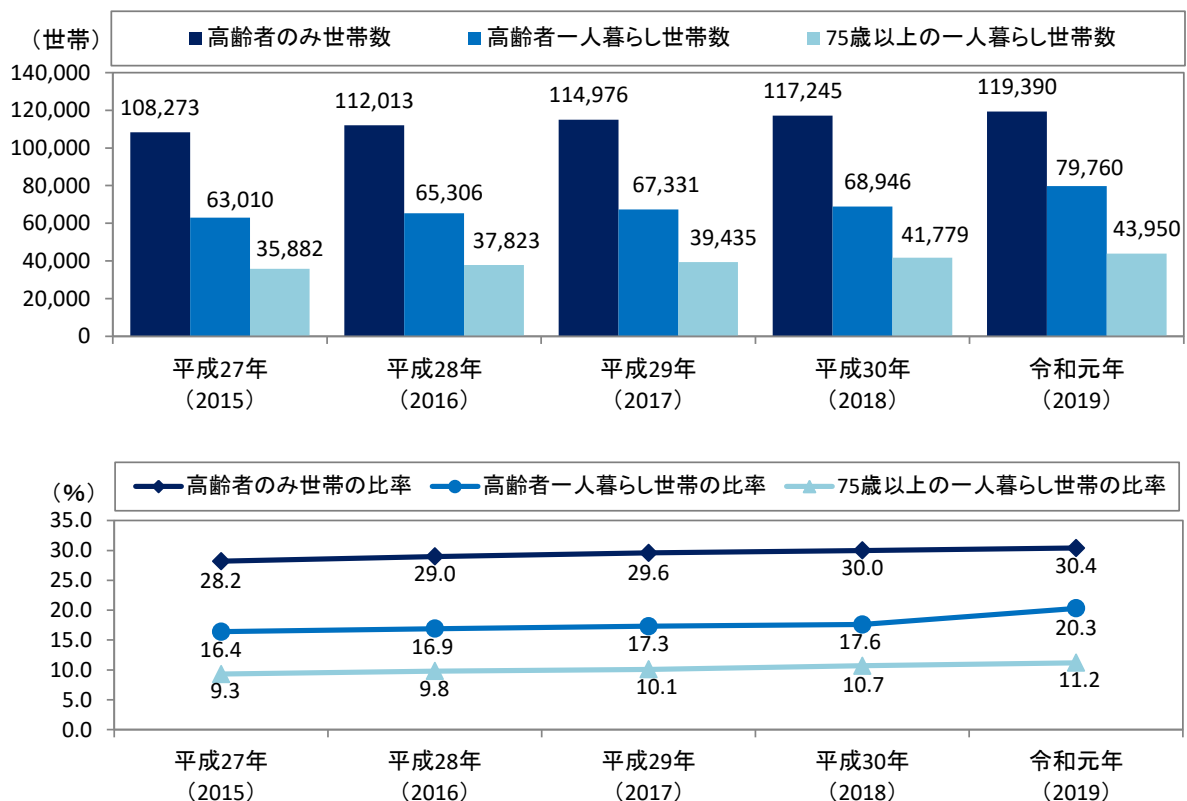
資料：堺市住民基本台帳人口・年齢別統計表（各年 3 月末現在）

(3)高齢者のみ世帯の推移

高齢者世帯の状況を見ると、令和元（2019）年9月末時点で、高齢者のみの世帯数は119,390世帯となっており、本市の全世帯のうち30.4%を占めています。高齢者のみの世帯のうち、一人暮らし世帯は79,760世帯（全世帯の20.3%）、その中で75歳以上の一人暮らし世帯は43,950世帯（全世帯の11.2%）となっています。

高齢者のみの世帯数及び高齢者の一人暮らし世帯数は、増加し続けており、また、全世帯数に占める割合も上昇が続いています。今後も、高齢者世帯は増えていくものと見込まれ、地域における見守りや生活支援等のさらなる充実が望まれます。

■高齢者のみ世帯数、高齢者のみ世帯比率の推移



	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
全世帯数	384,217	386,684	388,636	390,695	393,262	集計中
高齢者のみ世帯	108,273	112,013	114,976	117,245	119,390	
うち高齢者一人暮らし世帯	63,010	65,306	67,331	68,946	79,760	
うち75歳以上の一人暮らし世帯	35,882	37,823	39,435	41,779	43,950	
全世帯数に占める割合	28.2%	29.0%	29.6%	30.0%	30.4%	
うち高齢者一人暮らし世帯	16.4%	16.9%	17.3%	17.6%	20.3%	
うち75歳以上の一人暮らし世帯	9.3%	9.8%	10.1%	10.7%	11.2%	

資料：堺市住民基本台帳人口（各年9月末時点）

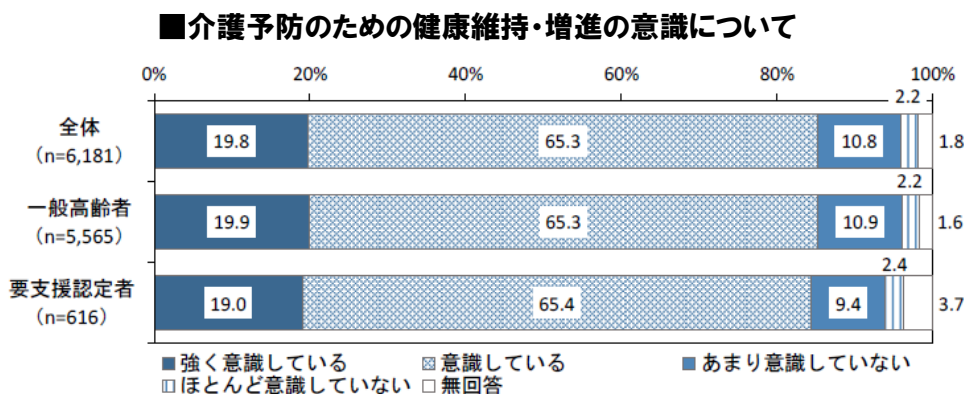
2 高齢者等実態調査結果からみた特徴

令和元（2019）年度に実施した「堺市高齢者等実態調査」の結果から、第8期計画で重要となる点につき市民の意識と実態を整理するとともに、今後の方向性の創出に向けた特徴を以下に示します。

調査種別	調査対象
一般高齢者調査・要支援認定者調査（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査）	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護等認定を受けていない65歳以上の方 ● 要支援認定（要支援1、2）を受けている65歳以上の方
在宅介護実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援認定（要支援1、2）を受けている在宅の65歳以上の方 ● 要介護等認定（介護1～5）を受けている在宅の65歳以上の方

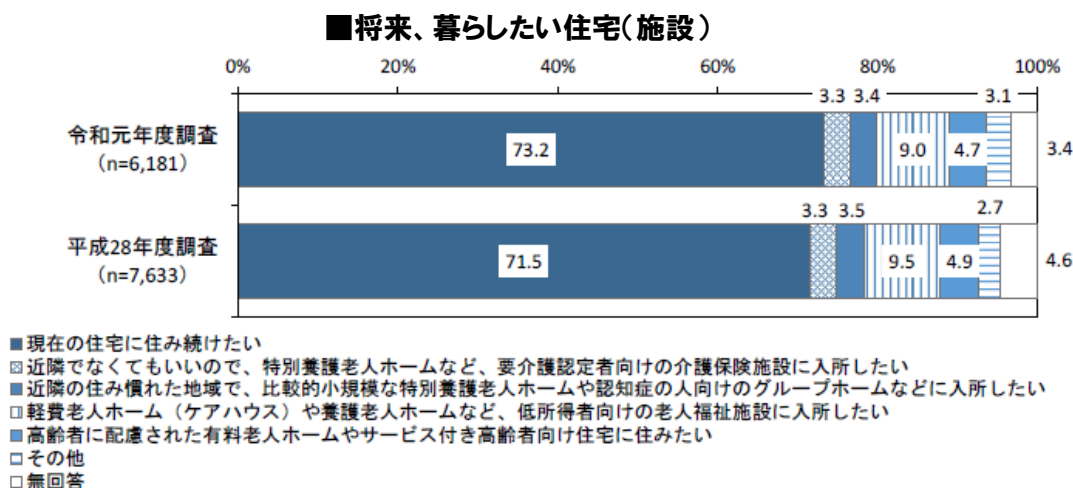
(1) 介護予防と健康づくり

介護予防のための健康維持・増進について「強く意識している」と「意識している」の合計は85.1%となっており、「あまり意識していない」と「ほとんど意識していない」の合計は13.0%となっています。この1割強の人の意識を高める必要があります。



(2) 希望する住まい方

将来の暮らしについての希望は、「現在の住宅のまま住み続けたい」が73.2%と最も高く、平成28年度調査の71.5%から若干上がっており、在宅生活のニーズが高まっています。

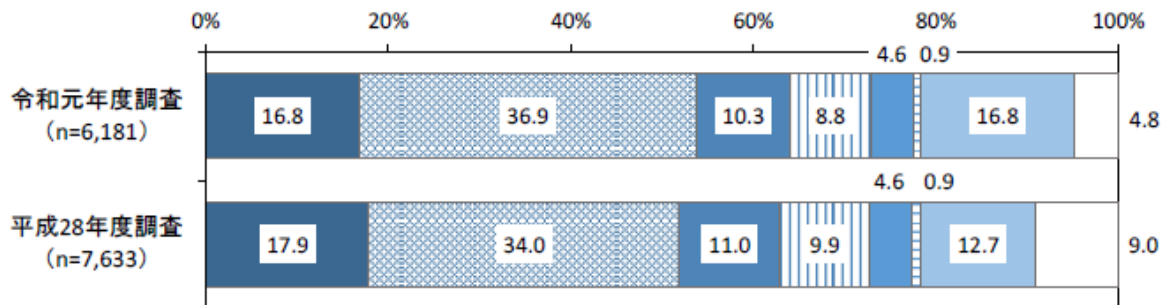


(3)介護サービスの利用意向

介護についての意向をたずねたところ、「なるべく家族のみで、自宅で介護を受けたい」、「介護保険サービスや保健福祉サービスを使いながら自宅で介護を受けたい」を合わせた在宅介護を希望する人が53.7%となっており、前回調査の51.9%よりも上昇し、在宅対応のサービスニーズは徐々に高まっています。

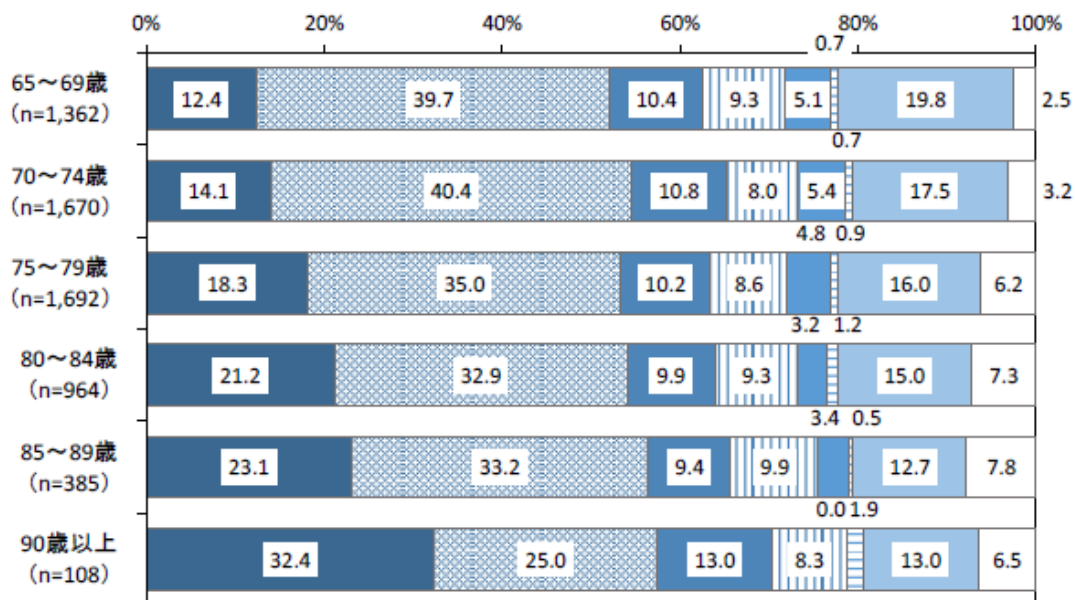
また、年齢が上がるにつれ「なるべく家族のみで、自宅で介護を受けたい」との回答割合が高くなる傾向があり、家族の負担を軽減するサービス利用の促進や家族介護者の支援が課題となります。

■介護に対する意向



- なるべく家族のみで、自宅で介護を受けたい
- ▣介護保険サービスや保健福祉サービスを使いながら自宅で介護を受けたい
- 介護保険サービスの付いた高齢者向けの住宅などで介護を受けたい
- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設などで介護を受けたい
- 比較的小規模な特別養護老人ホームや認知症の人向けのグループホームなどで介護を受けたい
- その他
- わからない
- 無回答

■年齢別・介護に対する意向

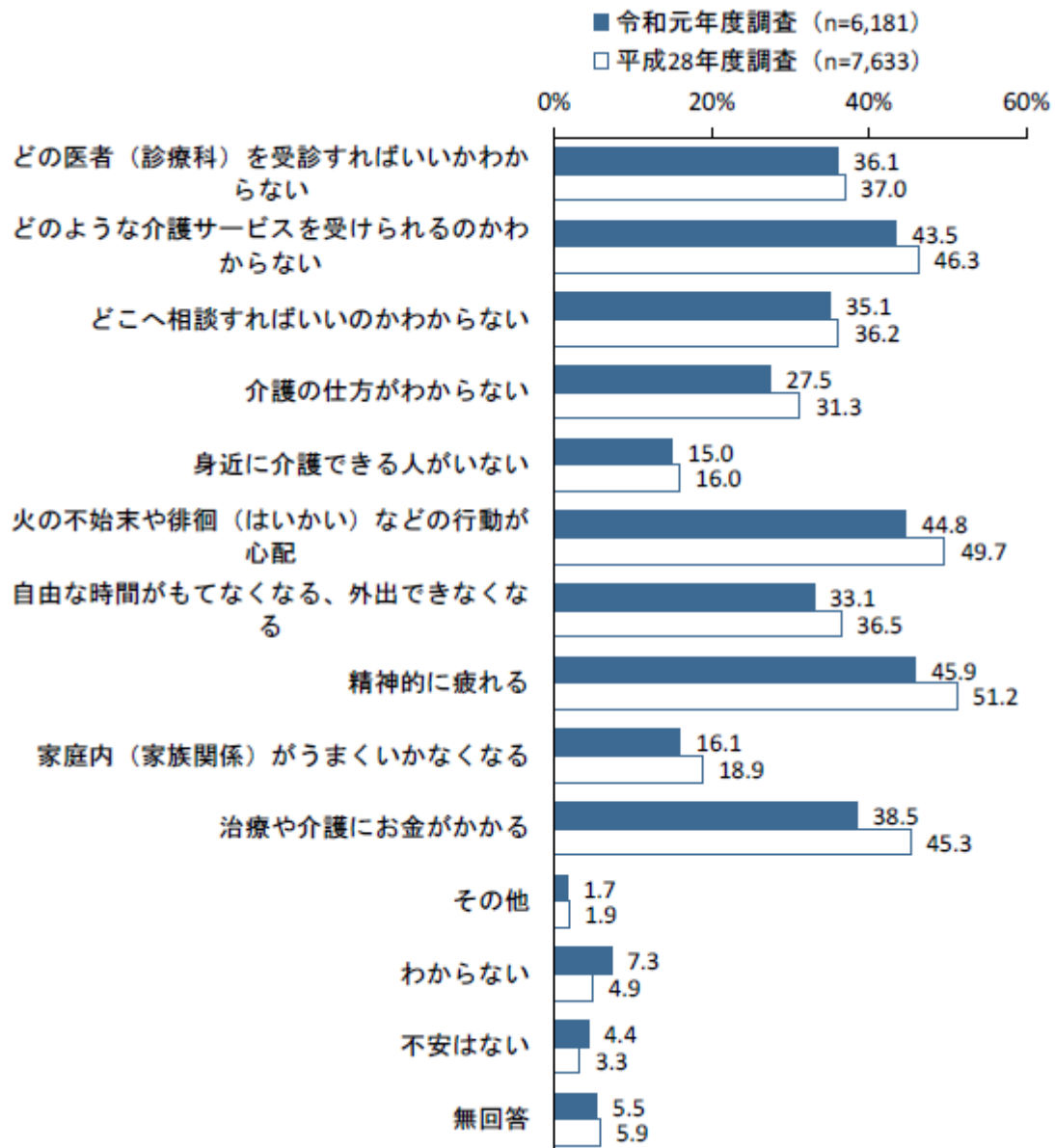


- なるべく家族のみで、自宅で介護を受けたい
- ▣介護保険サービスや保健福祉サービスを使いながら自宅で介護を受けたい
- 介護保険サービスの付いた高齢者向けの住宅などで介護を受けたい
- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設などで介護を受けたい
- 比較的小規模な特別養護老人ホームや認知症の人向けのグループホームなどで介護を受けたい
- その他
- わからない
- 無回答

(4)認知症への不安や対策

認知症への不安は、多岐にわたっていますが、前回調査に比べてポイントが下がっている項目が多くなっており、対策の浸透の効果が見受けられます。しかし、精神面、安全面、情報面の項目では不安が比較的高くなっており、認知症対策の一層の普及が望まれます。

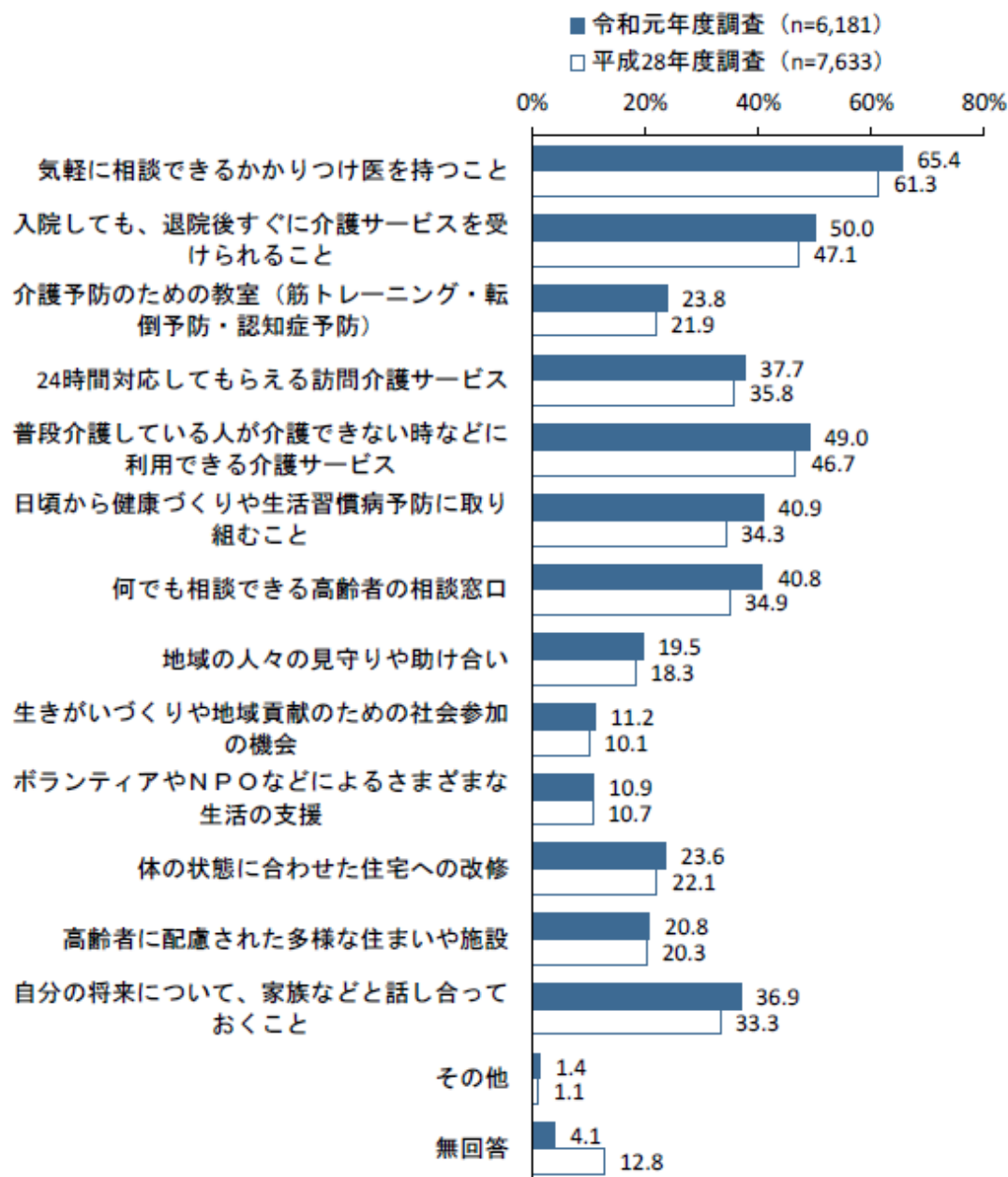
■あなたや家族が認知症になったら不安に思うこと



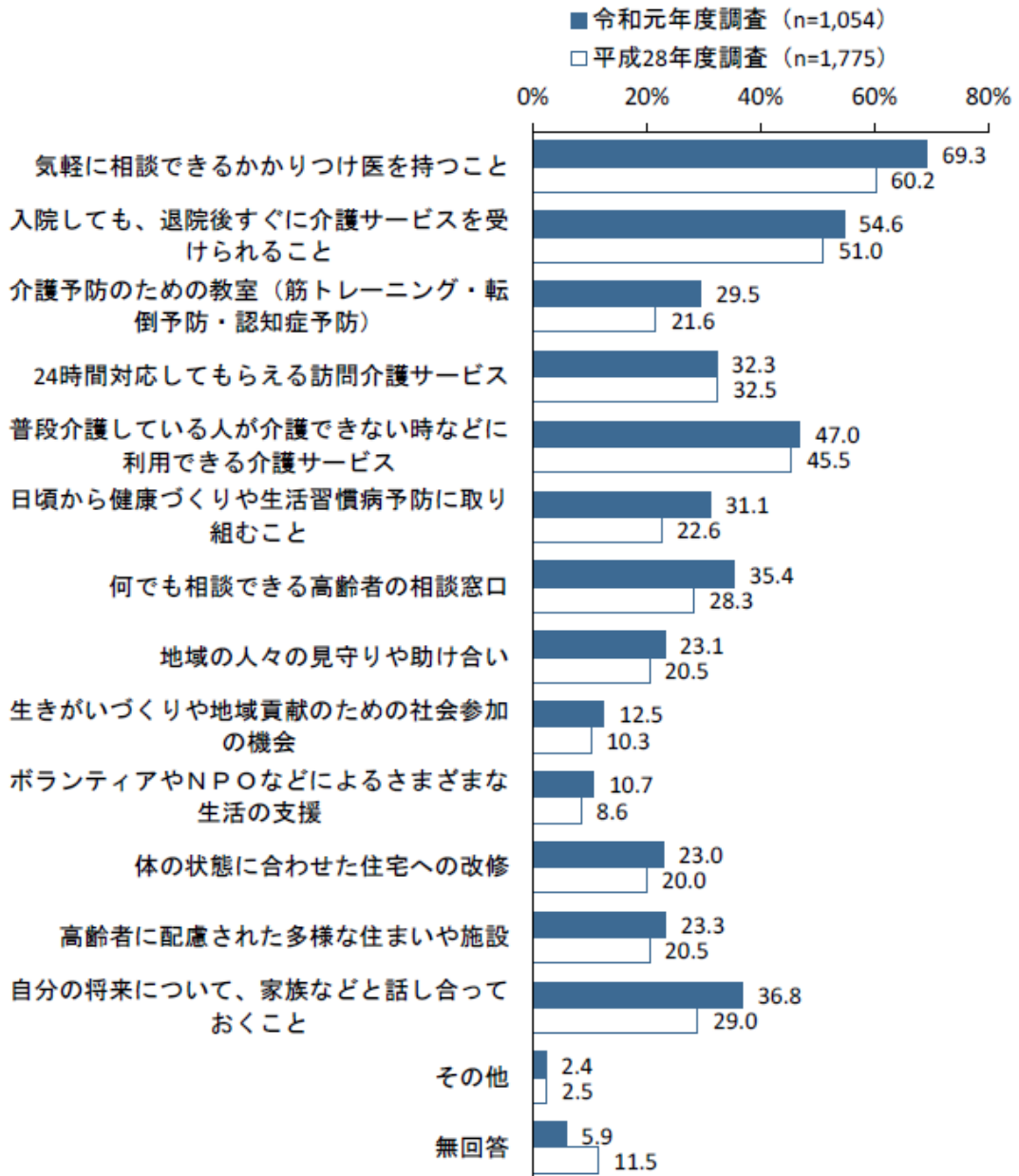
(5) 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために必要なこと

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるためには、一般高齢者等のニーズ調査および在宅介護実態調査のいずれの結果においても、「気軽に相談できるかかりつけ医を持つこと」、「入院しても、退院後すぐに介護サービスを受けられること」、「普段介護している人が介護できない時などに利用できる介護サービス」が上位になっています。続いて、一般高齢者では「日頃から健康づくりや生活習慣病予防に取り組むこと」、在宅介護実態調査では「何でも相談できる高齢者の相談窓口」が高くなっています。

■住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるために必要なこと(ニーズ調査)



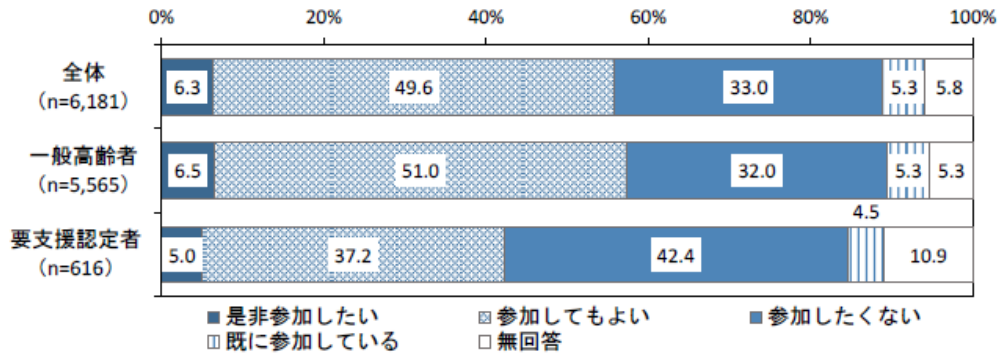
■住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるために必要なこと(在宅介護実態調査)



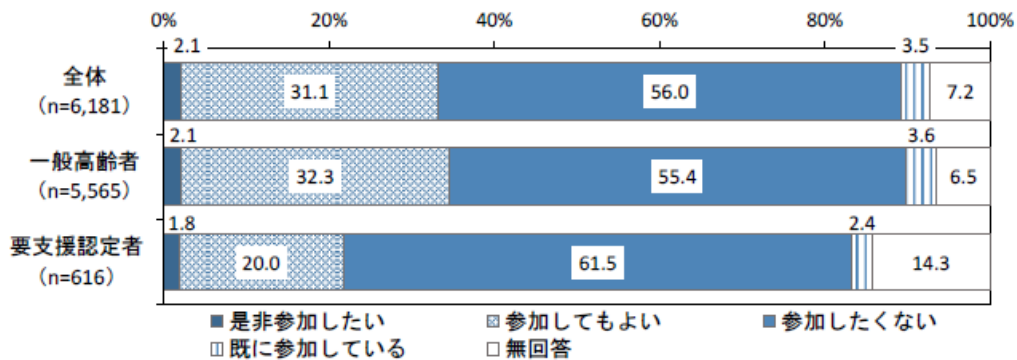
(6)地域づくりへの参加

健康づくりや趣味の活動等の地域づくり活動への参加意向は、「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせて 55.9%となっています。また、地域づくりに関する企画・運営側への参加意向は、同じく 33.2%となっています。

■地域づくりに関する活動への参加意向(一般高齢者・要支援者)



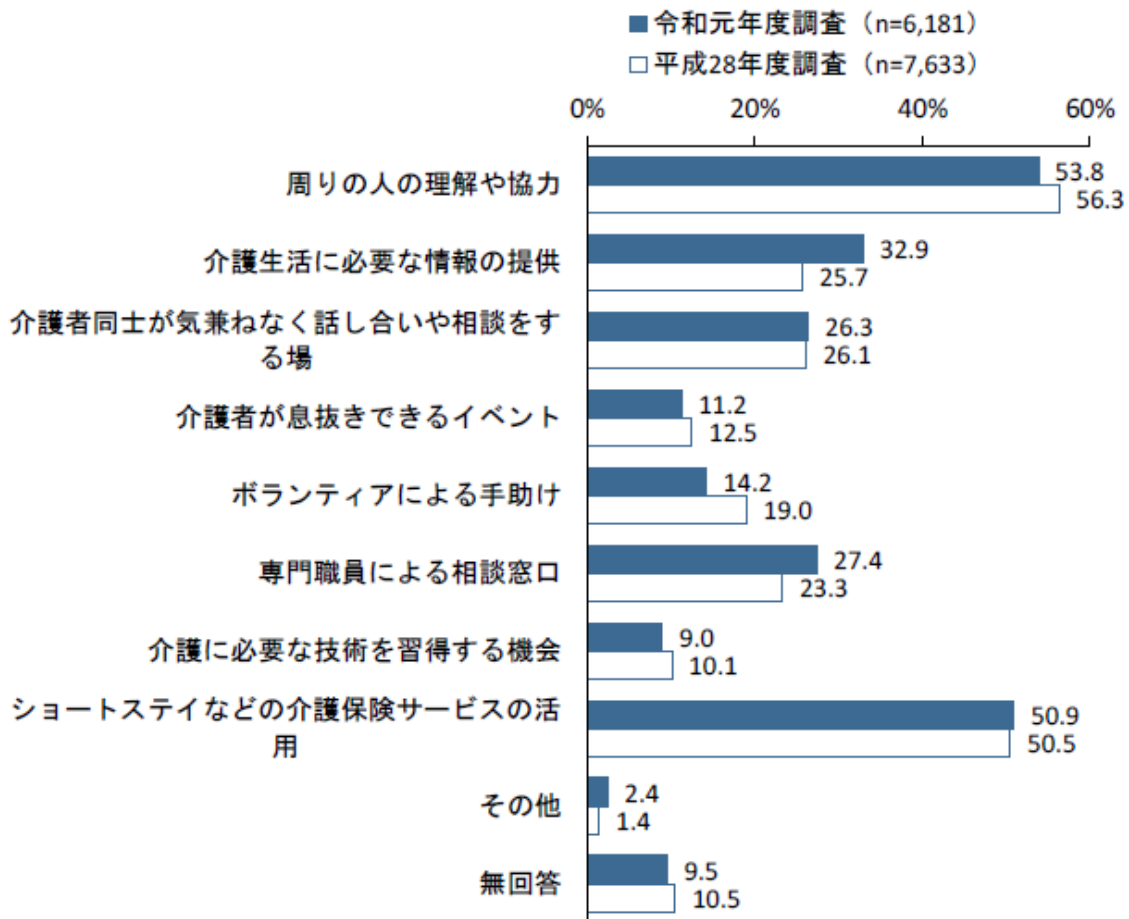
■地域づくりに関する企画・運営への参加意向(一般高齢者・要支援者)



(7)介護者へのケア

介護する人の介護疲れやストレスケアのために何が必要かについては、「周りの人の理解や協力」、「ショートステイなどの介護保険サービスの活用」が50%を超えています。また、前回調査結果と比べて、「介護に必要な情報提供」、「専門職員による相談窓口」を望む割合が高まっており、介護者に対する情報提供と相談体制に関する支援の充実が課題となります。

■介護者の介護疲れやストレスケアについて



3 前計画の評価

第7期計画における施策の推進状況、課題及び評価を以下に示します。本計画では、前計画の推進における課題等を踏まえながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた総合的な取組を進めていきます。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者の自立支援を推進し、介護予防の取組を進めてきました。介護保険の理念について、役所や地域包括支援センターの窓口での説明や発信とともに、本市ホームページ、パンフレット、出前講座の開催や事業所への集団指導を通じて周知を図りました。今後は、さらに分かりやすい情報提供が求められています。

介護予防の推進のため、要介護認定非該当者への訪問を実施し、保健センター・地域包括支援センターによる地域活動をはじめ、口コモ予防の教室や堺市版介護予防体操を取り入れるなど、具体的な取組を行いました。また、口腔機能の向上、低栄養傾向を防ぐ取組、介護予防の行動変容に向けたセルフマネジメントを支援する手帳の配布、介護予防に取り組む自主グループへの支援を実施しました。今後は、新しい生活様式にも対応した介護予防のあり方を検討のうえ、介護予防事業への参加率向上や高齢者の健康増進の取組が重要です。

さらに日常生活圏域コーディネーターを圏域に配置し、地域福祉を推進するキーパーソンとして、生活課題を抱える人や制度の狭間にいる人への個別支援を実施するなど、分野やエリアを横断するネットワークの拡張により、地域活動の活性化につなげました。

介護予防ケアマネジメントの推進に向けては、ケアマネジャーや事業所を対象とした研修会を実施しつつ、適切なケアマネジメントを包括的・継続的に行えるよう総合事業の推進や自立支援の理念の周知を図り、多職種連携による取組を進めました。また、リハビリテーション専門職による介護専門職への技術支援を行うとともに、ケアが必要な方への訪問指導を充実し、研修会・講習会の実施によるスキル向上を図りました。

地域福祉の取組としても、生活支援につなげるためのいきいきサロンやふれあい喫茶といったグループ援助活動、校区ボランティアビューローによる相談機能や見守り活動を推進しました。今後も、グループ援助活動への参加を増やしていくとともに、身近な相談窓口と見守り活動を推進する必要があります。

(2)在宅ケアの充実および連携体制の整備

在宅医療・介護の連携強化に関する施策等を検討する「堺市地域包括ケアシステム推進会議」等を通じて、地域資源の把握や課題の整理、対応策の検討を行ってきました。平成30(2018)年10月に施行された「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」に基づく市の附属機関として、これまであった諸会議を統合する形で、平成30(2018)年12月に堺市地域包括ケアシステム審議会を設置しました。令和元年度は同審議会を3回開催し、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画「よりそい安心ほっとプラン」を策定しました。今後は、関係者への周知徹底や在宅医療に関する局内での円滑な連携強化により、一層の多職種連携や在宅医療への支援体制を充実する取組が求められています。

個別、圏域、区、市のレベルで地域ケア会議を開催し、地域課題の把握、検討を行いました。高齢者支援ネットワーク会議では、見守りをテーマに検討し取組を推進してきました。今後は、個別レベルの地域ケア会議について、地域と連携し会議の開催を推進すること、地域課題を明確にすることが必要となります。

高齢者の権利擁護では、虐待の予防・早期発見につながる啓発を進めており、相談件数も増加しています。今後は、増加傾向にある困難事例等に適切に対応するため、ケアマネジャーに対する支援の強化が課題となります。

地域包括支援センターの運営面では、複雑・多様化する課題に対して、高齢者の生活の質の向上の視点を踏まえて、増加している介護予防ケアマネジメント業務の適切な実施、個々の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく連携・協働の体制づくりが求められます。

さらに、高齢者を地域で見守る仕組みづくり、家族介護者の支援等も課題となっており、在宅生活の推進に向けたさらなるサービス基盤の充実や意識啓発の取組を具体化していく必要があります。

(3)介護サービス等の充実・強化

多様なサービスを安心して利用できるように、介護サービスの質の向上に向け、サービス提供事業者への実施指導を行い適切な運営ができるよう行政的な支援を実施してきました。令和2(2020)年に入ってからは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ケアプラン点検通知の予定変更や個別面談の延期といった実情があり、点検の方法の見直し等が課題となっています。

マネジメントの質の向上に向けては、介護支援専門員に有用なアセスメントの視点について、福祉環境アドバイザーと歯科衛生士より情報提供を行うなど、研修機会の充実を図りました。今後は、ケアマネジャーの適切な業務の推進のため、自立支援のさらなる浸透や困難ケースへの対応等を充実し、高齢者の生活の質の向上につながる取組を進める必要があります。

介護人材の確保と育成については、取組を推進している事業者や職員の表彰、研修会の開催を実施していますが、今後も応募者や参加者を増やしていき、啓発を進めていく必要があります。また、福祉と介護に関する啓発イベントについても、認知症キッズ・サポーターの養成等とあわせて、あらゆる年代に普及していく創意工夫が課題となっています。

介護保険施設の適切な整備に向けては、認定訪問調査の適正化やケアプラン点検事業、福祉用具購入・貸与調査を実施してきました。今後も、介護保険制度に関与する事業者等への周知を図りつつ、さらなる適正化に向けた取組を推進する必要があります。

(4)認知症施策の推進

認知症の方が尊厳を保ちつつ、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、認知症について正しい理解を促すため、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成講座を開催してきました。平成30(2018)年度におけるサポーター数やキャラバン・メイト数の伸びの一定化は、重点的な推進による定着化ともとらえられます。

認知症を支える地域のネットワークも広がってきてはいるものの、様々な社会的背景から必要な支援を受けていない認知症の方や家族がおられ、引き続き、地域の支援者や関係機関との密な連携、地域における認知症支援の体制強化といった取組が課題となります。

認知症初期集中支援チームの充実に向けては、初期集中支援チームの2か所目の設置を行ったことで、市民の利便性の向上につながっています。今後も、さらに周知を進めていく必要があります。

また、本市では、市内2か所の認知症疾患医療センターを運営していますが、センターで鑑別診断等を受診したものの、その後の支援施策にスムーズにつながっていないケースもあります。よりきれめのない支援を行っていくためにも、関係機関とより緊密な連携を図り、医療介護等関係者の認知症対応力向上研修などの取組を推進していくことが重要です。

さらに、地域や市民に根ざした取組として、認知症カフェの展開、見守りメールの配信、認知症への気づきチェックリストによる早期発見・早期対応、家族への支援などを充実しつつ、一層の普及を図っていく必要があります。

(5)高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備

高齢者が住み慣れた地域で自立し、又は介護を受けて安心して生活することができるよう、高齢者向けの住まいの充実、住宅の改修費の助成、緊急通報システムの周知・拡充などに取り組んでいます。

市のホームページや窓口では、多様化する高齢者の住宅事情の情報提供を行ってきました。高齢者向け住宅の需要と供給が増加していくなかで、安全安心な住まいの確保は極めて重要であり、複雑化していく情報を、ニーズに応じて分かりやすく提供していくことが課題となっています。

住宅部局と連携を図りながら高齢者の住まいのあり方や質の向上についての検討を進め、相談会の実施、サービス付き高齢者向け住宅への立入検査等により、高齢者のニーズを満たしていく必要があります。

また、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりに向けては、福祉のまちづくりやユニバーサルデザインの普及、バリアフリー化の推進とともに、移動の支援や交通安全等の取組を充実する必要があります。日常的な生活だけでなく、緊急時や災害時を想定した支援も課題となり、避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害の防止といった課題への対応が迫られています。

(6)健康の保持・増進

高齢者のための生涯にわたる心身の健康づくりに向け、健康増進計画とも連動した取組を推進してきました。本市では、専門職が地域の住民に対し、栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発、健康イベント、専門職による健康教育・健康相談を行っています。

とりわけ高齢の方には、がん予防や生活習慣病予防が重要であり、高齢者が集まる様々な機会を捉え、がん予防や健康づくり活動についての健康教育を開催してきました。また、健康管理に重点を置き、病気の予防や早期発見・早期治療につながるように、受診勧奨なども積極的に実施してきました。

今後は、新たな生活様式が模索されていくなかで、取組が可能な健康づくり活動についての情報提供を実施するといった活動支援が課題となります。また、高齢の方の個々の状態に応じた食生活のため、食生活改善推進員の育成や活動支援も充実していく必要があります。

さらに、高齢者に特有の生活習慣病や骨そしょう症の予防に関しても、具体的な取組を図りつつ、本市全体の健康寿命の延伸につなげていくことが課題となります。

(7)高齢者の社会参加と生きがいの支援

本市では、高齢者が自ら生きがいを持ち、様々な活動に意欲的に参加できるよう、情報提供や社会参加のきっかけづくりを行ってきました。具体的な事業としても、移動が困難な高齢者に向けた外出支援、各種相談やレクリエーション充実のための拠点となる老人福祉センターの運営の充実、生涯学習に関する情報提供等、社会参加や生きがいのための機会の充実や仕組みづくりに取り組んできました。しかしながら、元気高齢者の活躍が推進される一方で、老老介護、ダブルケア、8050、社会的孤立等、高齢者を取り巻く問題は多様で、複合問題となるケースもみられます。

そうした中、地域共生社会が浸透しつつあり、自助・互助・共助・公助の考え方も普及し、地域生活課題の解決という行動へと実際化していく取組も増えています。市民誰もが生き生きとした人生を送るためには、動機付けだけでなく、実行力として具現化される必要があります。支えられる側も支える側となり得ること、何らかの助け合いができる可能性のある高齢者の潜在力を顕在化していくことが重要となります。そのためには、アウトリーチ（手を差し伸べていく）活動など、我が事として相手に寄り添い、丸ごと受け入れることをめざして相手の本意やポテンシャルを引き出すことが求められます。

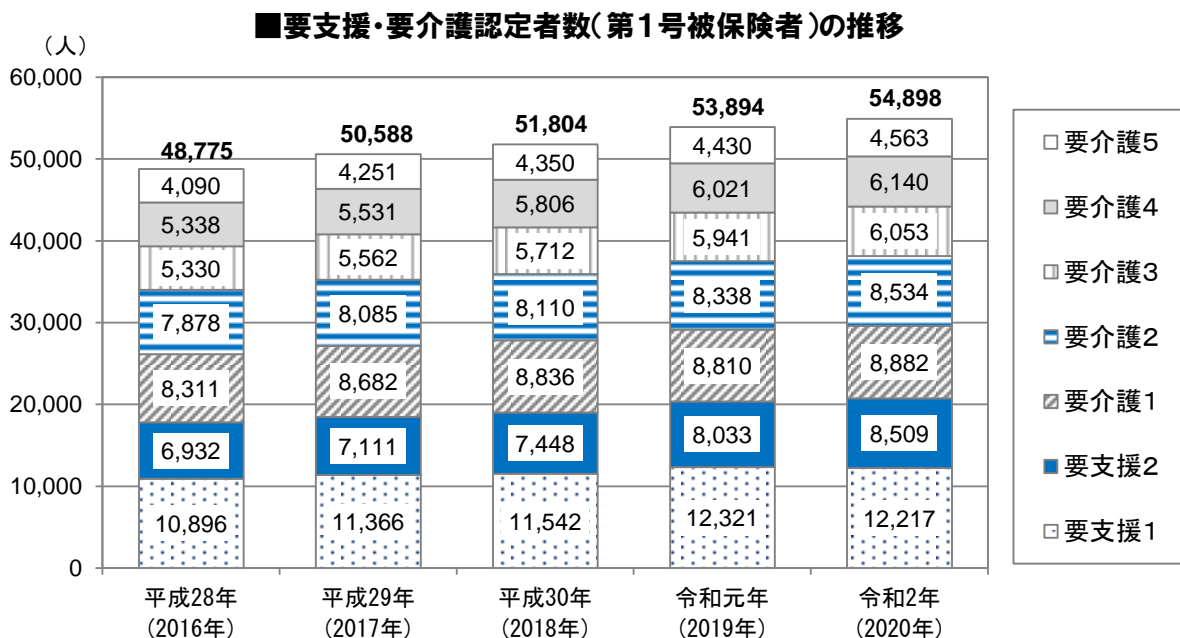
今後は、各種活動のさらなる充実や参加の方法の検討、企画・運営等に携わる担い手の育成が重要となります。そのため、身近で参加できるプログラムの開発といったコトづくり、場づくり、人づくりに加え、情報受発信体制づくりや財政的な支援が課題となります。

また、ボランティア講座の充実により、受講者が気軽に活動できるメニューの提供等各区にて実践されている“出口支援”の取組を全市へ共有するなど、活動希望者が活動へつながる数を増やす取組が必要となります。

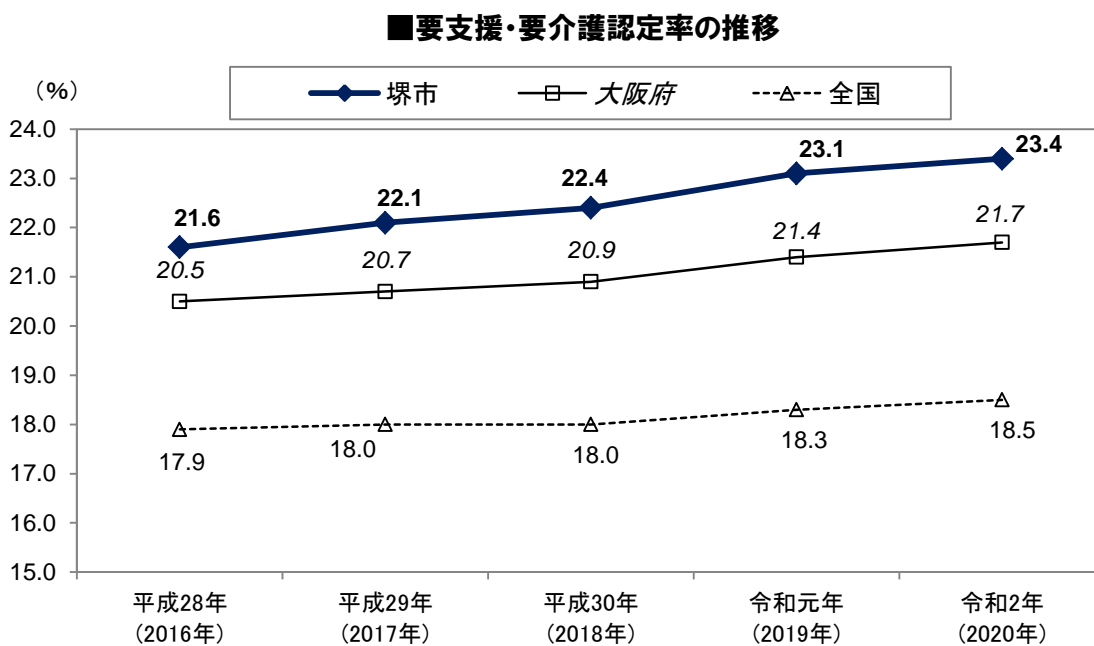
4 要支援・要介護認定者の状況

(1) 認定者数の推移

本市において、平成 28（2016）年以降の要支援・要介護認定者数は、増加傾向で推移しています。内訳をみると、要支援 2 以上のすべての区分で増加し続けています。また、認定率は国や府よりも高い値で推移しています。



資料：平成 28（2016）年から平成 30（2018）年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元（2019）年：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」、令和 2（2020）年：「介護保険事業状況報告（4 月月報）」

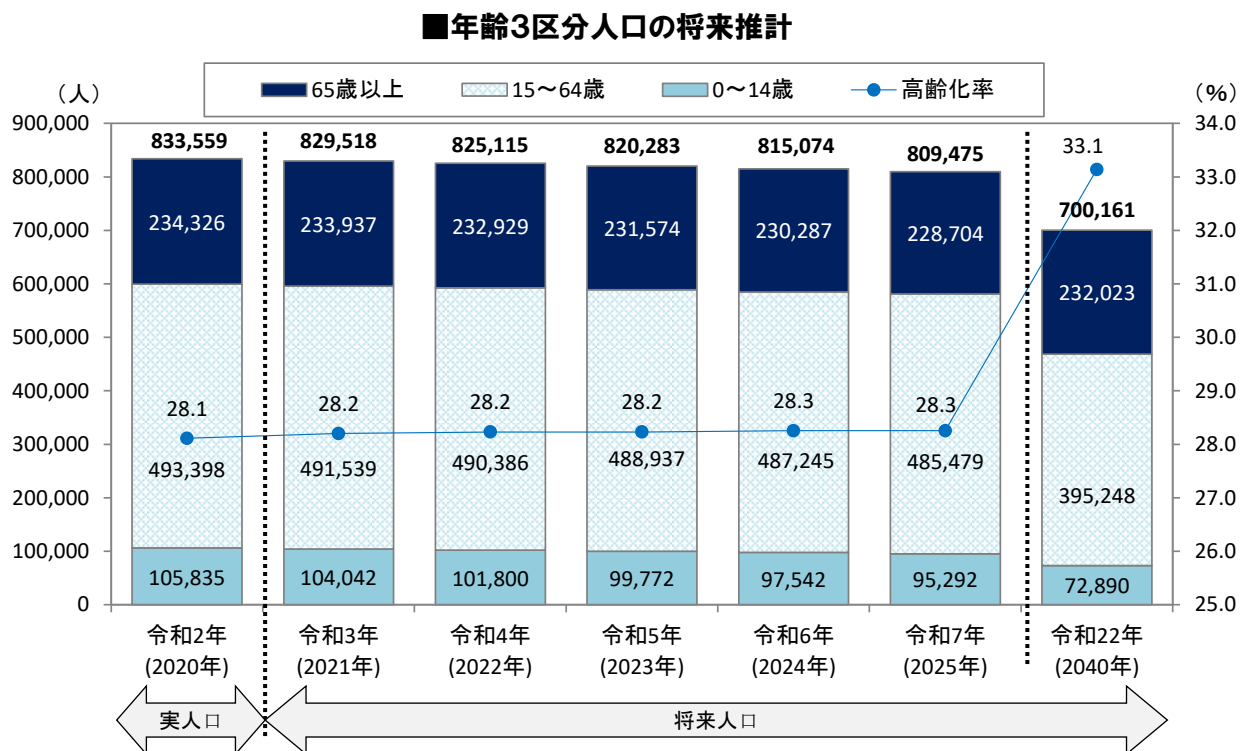


資料：平成 28（2016）年から平成 30（2018）年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元（2019）年：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」、令和 2（2020）年：「介護保険事業状況報告（4 月月報）」

5 高齢者数および要支援・要介護認定者数の将来推計

(1) 将来人口の推計

本市の将来人口について、総人口は80万人台で減少しつつ推移していくと見込まれます。年齢区分で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少が見込まれます。65歳以上の高齢者人口は令和7（2025）年まで減少が見込まれますが、その後増加に転じて令和22（2040）年には232,023人と予測されます。高齢化率は概ね横ばいで推移し、令和7（2025）年には28.3%と見込まれますが、その後、徐々に上昇して令和22（2040）年には33.1%と見込まれます。



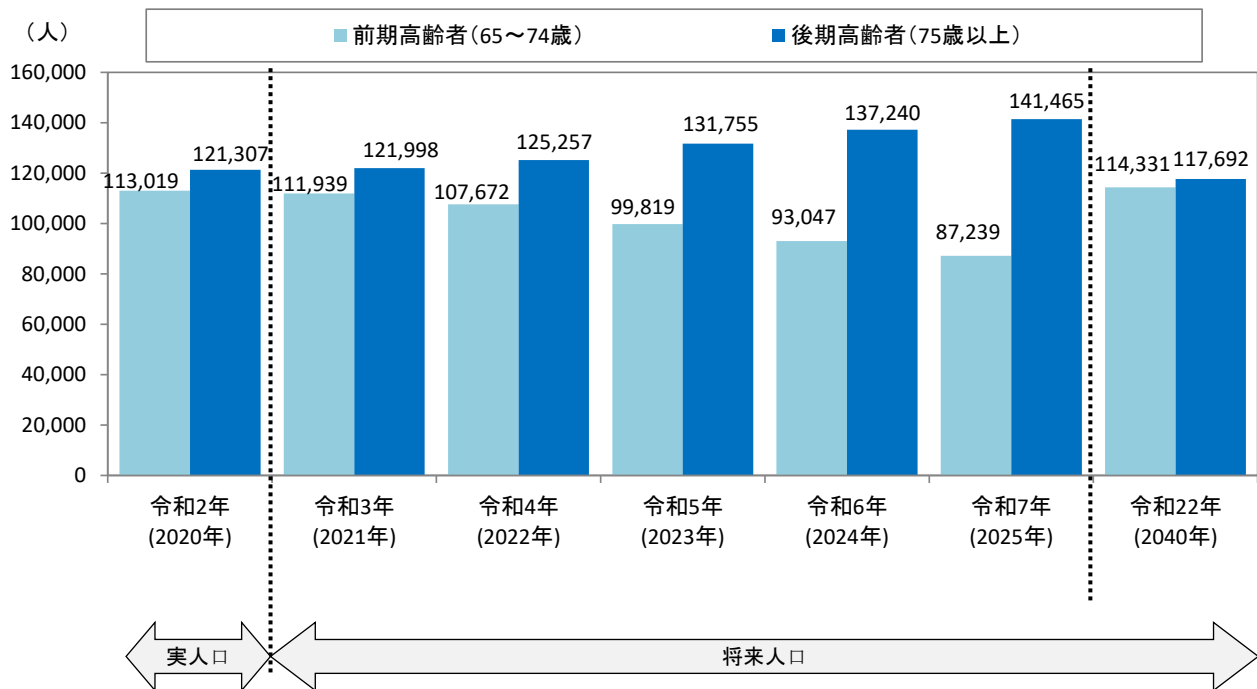
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

※令和3（2021）年以降は、住民基本台帳人口データ（平成28（2016）年～令和2（2020）年の実人口）を基に各年3月末の値を独自推計）

(2)高齢者数の推計

本市の前期高齢者（65～74歳）数が年々減少する一方で、後期高齢者（75歳以上高齢者）数は年々増加し、令和7（2025）年には、前期高齢者数 87,239 人、後期高齢者数 141,465 人と見込まれます。その後、前期高齢者数は令和9（2027）年度まで減少が見込まれますが、その後増加に転じ、一方で後期高齢者数は令和8（2026）年度まで増加が見込まれますが、その後減少に転じ、令和22（2040）年には、前期高齢者数 114,331 人、後期高齢者数 117,692 人と見込まれます。

■前期・後期高齢者人口の将来推計



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

※令和3（2021）年以降は、住民基本台帳人口データ（平成28年（2016）～令和2（2020）年の実人口）を基に各年3月末の値を独自推計）

(3)要支援・要介護認定者の将来推計

性・年齢別の要支援・要介護認定者数の実績と高齢者等人口の実績及び将来人口推計から、要支援・要介護認定者数について将来推計を行いました。その結果、令和5（2023）年には要介護認定者等総数は約56,940人、認定率は24.6%と推計されます。令和10（2028）年には要介護認定者等総数は約60,881人、認定率は27.1%と推計されます。

■要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)の推移



資料：実績値は「介護保険事業状況報告」（令和3（2021）年末現在）、推計値は各年3月末

6 認知症高齢者の将来推計

【集計中】

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢者数が増加し、多様なニーズへの対応が迫られる中、本計画は、本市における「地域包括ケアシステム」をさらに推進していく道筋を示す計画となります。また、第8期においては、2025年、2040年を見据え中長期的な視野を取り入れます。

よって、将来イメージとして、市民が、心身の健康を維持・増進しつつ、個人の尊厳を保ち、できる限り住み慣れた「堺」の地で、自助・互助・共助・公助の考えを大切に、自分らしく自立した生活を続けている姿をめざします。

そのためには、市民の健康づくりに向けて、多種多様な連携と協働のもと、必要なときに必要な支援やサービスを提供できる体制づくりや、介護予防及び日常生活の支援を行うための体制づくりを進めることが、市の責務であると考えます。また、市民が自発的に自分らしい健康的な生活や、地域社会での姿勢・役割等について考え活動できるように、市は高齢者のための環境づくりを進める重要な役割を担います。

このような考えから、高齢者がすこやかに毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを大切に、住み慣れた地域で支えあい、安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、

安心 すこやか 支えあい 暮らし続けられるまち 堺

を基本理念として、計画の実現に取り組みます。

高齢者が自らの意思を尊重され、安心して心身ともにすこやかな生活を送ることができ、地域社会の担い手として社会から必要とされ社会に役立ち、生活に何らかの助けが必要になったときは適切な支援が得られる社会、これが、自立と尊厳を保てる暮らしが続けられる「安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられるまち」と考えています。そのためには、女性のほうが平均寿命が長く高齢者人口や要介護認定者数に占める割合が高いことや、性別により健康課題が異なること、介護の担い手が女性に偏っていることに配慮するなど、ジェンダーの視点を踏まえます。

基本理念の実現に向けては、高齢者自身も含め、多様な主体が参画し、高齢者の生活を様々な形で支える「地域包括ケアシステム」が推進されている社会をめざすことを目標とします。また、「地域包括ケアシステム」の推進を通じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が実現されていくものと考えます。

2 計画目標

地域包括ケアシステムを推進し、高齢者が安心してすこやかに、支え合いながら暮らし続けられる社会を形成するために、計画の取組を推進していきます。そのためには、行政はもとより、住民、地域、関係機関、各種団体、事業者など多様な主体が共生と協働と連携の観点から計画を推進していくことが必要です。

本計画では、前項の基本理念に基づき、以下の三つの視点を計画の目標に掲げ取り組みます。

● 安心して心豊かに暮らし続けられる

高齢者が、介護が必要な状態になっても、安心して、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送れるよう、また、家族が過重な介護負担を強いられることのないよう、地域に根差した地域包括ケアシステムの推進を図ります。

また、地域生活においては、介護と子育ての両方を担っている（ダブルケア）世帯、障害のある子どもの親の高齢化の問題、8050問題など、一つの世帯が複数の課題を抱えるケースや、一つの課題が複雑多様化するケースが顕在化しています。一方で、高齢者は介護サービス、障害者は障害福祉サービス、子どもは子育て支援など、対象者ごとにサービスや相談窓口が分かれています。そのため、本市では、福祉分野の上位計画である地域福祉計画とも連動し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進していきます。

安心して心豊かな暮らしの実現に向けては、地域において、医療、介護、生活支援など、高齢者が必要とするサービスが適切に提供されることが重要となります。本市では、介護サービスの基盤整備や質の向上などに取り組むとともに、在宅生活を支援する多様なサービス基盤や医療・介護の連携、在宅医療体制の充実など、高齢者の安心な生活を支える取組を重点的な取組として推進していきます。また、認知症対策の一層の充実や、介護を担う家族への支援などについても取組を強化します。こうした取組により、心豊かな暮らしを目標とします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛生活は、イベントの自粛などこれまでの生活に大きな影響を及ぼしました。一方で、オンラインでの施設面会の導入や非接触での交流など、これまでの生活様式が変わる兆しも見え始めています。緊急事態宣言が解除されて以降、その動きは一過性に終わることなく、コロナと共に生きようという「ウィズコロナ時代」として変化していく動きに変わりつつあります。

高齢者においても、この変化に着目し、社会課題の解決や社会価値の創造を通して、これまでの方法では継続が困難になった既存の施策や仕組みについて、工夫して取組んでいくことが重要となります。

●すこやかに暮らし続けられる

超高齢社会においては、長寿社会を前向きにとらえ、健康で長生きをする「健康長寿」をめざし、生涯現役の考えを取り入れることも重要です。住み慣れた地域での生活を続けられるよう、高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組めるような支援を一層充実し、高齢期を迎えてもできる限り要介護状態になることなく、すこやかな生活が維持できるような取組を進めます。

高齢者がすこやかに暮らしていくためには、介護予防と健康づくりの取組に重点的に取り組む必要があり、地域包括ケアシステムの推進に向けても重要な要素となります。介護予防においては、総合事業の果たす役割が大きく、事業基盤づくりを中核に、地域における介護予防の体制を強化し、高齢者が適切に介護予防に取り組んでいけるしくみづくりをさらに進めます。

また、介護予防の推進とともに、介護の必要な高齢者の自立支援や重度化の防止等に関する取組も充実していきます。さらに、高齢者の健康づくりについても、食生活や心身の健康維持に関わる取組を進め、生活習慣病の予防や日常の健康管理などに注力した支援を進めていきます。

●支えあい暮らし続けられる

地域共生社会の実現に向け、地域での支えあいや助けあいを進め、「支えられる側」も「支える側」になり得るといった、新たな考えのもと、高齢者のポテンシャルを上げていくことが重要となっています。

高齢者が培ってきた知識、経験、技術などの能力を活かし、主体的かつ積極的に社会参加を進めることは、高齢期の生きがいづくりにもつながります。地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動などを推進するとともに、高齢者の生涯学習やスポーツ活動や、就業・就労の支援のための環境づくりを充実していきます。

また、高齢者が地域で暮らし続けていくためには、近隣や地域での支えあいが重要となります。社会的孤立の防止や外出支援など、社会参加とあわせて推進していくことは、地域共生や健康長寿にも寄与します。今後の人口減少や高齢者の数の増加の中で、地域の支え手・担い手としての役割は、元気高齢者だけのものではなく、一層大きくなっていきます。

高齢者が活動的であることは、地域社会の活性化にもつながります。高齢者が生きがいを持って社会の担い手として活躍できる地域づくりとともに、地域包括ケアシステムの一翼を担う主体として、また、地域生活課題に向き合って、活躍いただけるような機会づくりや場づくりに関する取組を推進していきます。

3 重点的な取組

(1) 自立支援・介護予防・健康づくりの推進

- 介護予防の推進により、できるだけ要介護状態にならない健康管理を促します。
- 健康寿命の延伸を図るとともに、制度維持に向け保険者機能を強化します。

(2) 在宅ケアの充実および連携体制の整備

- 高齢者の在宅生活を支援するための取組を進めます。
- 孤立化防止の取組や総合相談体制の整備、家族介護者の支援に取り組みます。

(3) 介護サービス等の充実・強化

- 中長期的な視点に立ったサービス提供基盤を確立します。
- ケアマネジメントの向上、介護保険制度の理解促進などを推進します。

(4) 認知症施策の推進

- 認知症に関する理解者を増やす取組を充実します。
- 認知症の予防、認知症の人をケアする支援や居場所づくりに取り組みます。

(5) 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備

- 高齢者が安心して暮らせる住まいづくりを支援します。
- 高齢者のための権利擁護事業、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

(6) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

- 地域活動への参加意欲の醸成、参加機会の充実を支援する取組を進めます。
- 支え合い活動の推進等により、生きがい・やりがいの醸成を支援します。

4 施策体系

基本理念

安心 すこやか 支えあい 暮らし続けられるまち 堺

計画目標

安心で心豊かに
暮らし続けられる

すこやかに
暮らし続けられる

支えあい
暮らし続けられる

重点施策・施策展開

【重点施策】

【施策展開】

<p>1 自立支援・介護予防・健康づくりの推進</p>	<p>(1) 介護予防の充実・推進 (2) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (4) 地域の通いの場の創出 (5) 生涯にわたるところと体の健康づくり (6) 保険者機能強化推進交付金等に係る取組</p>
<p>2 在宅ケアの充実 および 連携体制の整備</p>	<p>(1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域包括支援センターの運営 (3) 総合的な相談支援体制の整備 (4) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 (5) 家族介護者等への支援の充実 (6) 市民への情報提供の充実や意識の啓発</p>
<p>3 介護サービス等の 充実・強化</p>	<p>(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 (2) 介護サービスの質の向上 (3) ケアマネジメントの質の向上 (4) 介護人材の確保・育成および業務の効率化 (5) 介護給付適正化事業の推進 (6) 費用負担への配慮 (7) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等</p>
<p>4 認知症施策の推進</p>	<p>(1) 認知症に関する普及啓発の推進 (2) 認知症への適切な対応と支援制度の充実 (3) 認知症家族等への支援や居場所づくり (4) 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進</p>
<p>5 高齢者が安心して 暮らし続けられる まち・住まいの基盤整備</p>	<p>(1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保 (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり (3) 災害や感染症対応に係る体制整備と支援 (4) 高齢者等への見守り支援 (5) 権利擁護支援の充実 (6) 消費者被害や特殊詐欺被害の防止の取組促進</p>
<p>6 高齢者の社会参加と 生きがいづくりの支援</p>	<p>(1) 情報提供ときっかけづくり (2) 地域を支える担い手の確保・育成 (3) 社会参加の機会の提供 (4) 地域における助け合い活動の推進</p>

1 自立支援・介護予防・健康づくりの推進

介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の共同連帯の理念に基づく社会保険制度として創設されたものです。

制度の理念において、サービスは、本人の選択に基づくとともに、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、総合的かつ効率的に提供されるべきことが謳われています。

また、国民には、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努め、要介護状態になっても、適切なサービス等を利用しながら、その有する能力の維持・向上に努めることが求められています。

高齢者の自立支援や介護予防の支援、重度化の防止等を進めていくためには、支援体制の充実・強化とともに、市民や事業者の自覚的な取組が重要となります。そこで、本市では、介護保険制度の理念の周知を通じて、自立支援、介護予防及び重度化防止への意識の醸成を図ります。

また、高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援していくことは、高齢者の安心と健康な暮らしを支えるものであり、介護保険制度の理念においても重要な取組となります。

そのため、本市は、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組むことができる体制づくりを推進するとともに、ロコモ（足腰の筋力低下）予防も含めたフレイル（加齢による心身の活力低下などの虚弱）予防などの観点を踏まえた多様な取組を推進します。また、要支援者等の自立支援や、要介護状態が重度化することをできるだけ防止するための取組等も進めていきます。

また、地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、必要な人に適切な介護予防サービスや生活支援サービスが提供されるように、体制の充実を図ります。

また、令和2（2020）年4月の法改正により、医療保険者による保健事業と介護保険者による介護予防事業を一体的に実施するよう努めることとされました。本市においては、関係部署が連携し、実施に向けた体制づくり及び方針の作成を行い、取組を進めていきます。

(1)介護予防の充実・推進

本市は、要介護・要支援状態に至る前の高齢者の介護予防・自立支援を行うことにより、フレイルを予防し、高齢者の生活の質を向上させます。

【事業展開】

介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業【再掲：p.45、p.100】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	元気高齢者を対象に、フレイル予防の3つの要素として「身体活動」に該当する「あ るく」、「社会参加、コミュニケーション」に該当する「しゃべる」、「食生活、口腔 機能」に該当する「たべる」の「あ・し・た」を活用したプログラムを提供し、高 齢者自ら介護予防に継続的に取り組むことができるよう支援します。		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	継続参加者数	—	500人
	イベントなど参加者数	320人	4,000人

介護予防把握事業			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	地域包括支援センターや保健センターの地域活動により、虚弱高齢者の把握を行 います。また、収集した情報等を地域の実情に応じて活用することにより、フレイル や閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげま す。		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	要介護認定非該当者訪問 及び虚弱高齢者を把握、支 援した件数	692件	732件

げんきあっぷ（ロコモ予防）教室の開催			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	運動器の機能低下により要介護になるリスクを低減し、関節疾患や体力低下による 生活機能低下（ロコモティブシンドローム）を防ぐため、げんきあっぷ教室を開催 します。筋力トレーニング等の運動やコッカラ体操等を通して介護予防を生活に取 り入れる支援をしています。		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	開催回数	603回	756回
	参加者数	12,211人	13,000人

口腔機能の向上をめざす講座の開催		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	口腔機能の維持・増進や、口腔ケアを行うことで、誤嚥により引き起こされる肺炎などを予防します。保健センターの歯科衛生士や言語聴覚士等による講座を実施し、健口（けんこう）体操や、適切な歯のみがき方、歯間部清掃用具の使用方法などをアドバイスすることで、口腔機能向上の取組を日常生活に取り入れることをめざします。		
現状	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	口腔機能向上の普及啓発	55 回	70 回
目標	講座の参加人数	1,593 人	1,700 人

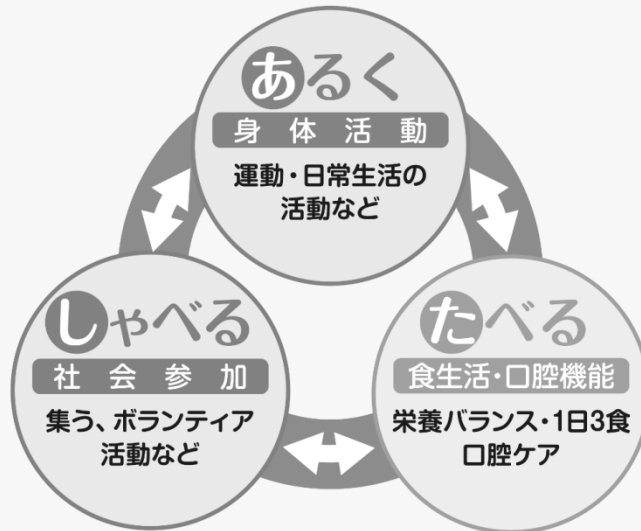
低栄養予防の取組		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	高齢者が、低栄養（食欲がない、食べられない、食事がおいしくない、栄養不足など）の状態になることを防ぐために、健康教育（栄養教室）などを地域や各区保健センターで実施し、バランスの良い食事の摂取や食を楽しめるような働きかけを行います。 また、地域で会食や配食を行っているボランティアグループへの支援を行います。		
現状	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	低栄養予防出前啓発事業	99 回	120 回
目標	開催回数		

ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室の開催【再掲：p.78】		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	認知症を予防する「堺コッカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室を実施します。教室で学んだ内容を日常生活に取り入れ、生活習慣を見直すきっかけとなるようあ・し・たチャレンジ手帳を活用するとともに、仲間づくりや地域での継続した取組を推進します。		
現状	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	開催回数	206 回	220 回
目標	参加者数	3,786 人	3,900 人



フレイルを予防するために

健康寿命をのばすためには、「あるく」「しゃべる」「たべる」がうまく循環することが大切です。いつまでもハツラツと若々しく過ごし、健康長寿をめざしましょう！



あるく

適度な運動で体力づくりをしましょう！
・げんきあっぷ教室

しゃべる

地域の行事やグループ活動などに参加しましょう！
・自主活動グループ
・ひらめき脳トレプラス教室
・堺コッカラ体操

たべる

低栄養の予防や筋力を減らさないよう、バランスよく食事をしましょう！
・健口体操

【あ・し・たチャレンジ】フレイル予防【再掲：p.78】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	<p>加齢とともに、身体機能や認知機能などが低下するフレイル予防のため、あるく（身体活動）、しゃべる（社会参加）、たべる（食生活・口腔機能）に積極的に取り組むよう、リーフレットやあ・し・たチャレンジ手帳を活用し、高齢者自身が日々の生活状況を記録することで、高齢者のセルフマネジメント（自己管理）を推進します。手帳は、栄養、歯・口腔、運動、脳トレ等の内容に関して記録し、生活習慣を改善するきっかけとして活用します。介護予防教室、ホームページや研修会等の機会を通して普及・啓発し、フレイル予防を推進します。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	あ・し・たリーフレット あ・し・た手帳の配布数	リーフレット 6,000 部 手帳 700 冊	介護予防教室、ホームページや研修会等の機会を通して普及・啓発を行う。

【堺コッカラ体操】の普及【再掲：p.78】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	<p>認知症予防の効果が期待できる堺市版介護予防体操である「堺コッカラ体操」を広く普及し、また、地域で「堺コッカラ体操」を行うグループが増えるよう支援します。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	リーダー養成講座終了者数	158 人	240 人
	体操参加者数	23,267 人	25,000 人

地域介護予防活動支援事業（介護予防活動グループ支援）【再掲：p.99】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	<p>保健センター、地域包括支援センターが、介護予防に関して自主的に活動するグループに、専門職の派遣や講座等を開催し、活動の継続に向けた支援を行います。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	講座開催数	2,411 回	2,600 回

(2)リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

介護予防を効果的に展開するには、心身機能の回復を主目的とした高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の整備や、地域において生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要となります。

そのため、本市は、地域における住民の集いの場などにリハビリテーション専門職の参加を進めるとともに、堺市社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携により、介護予防につながる多様な取組を推進します。

【事業展開】

地域リハビリテーション活動支援事業		【担当課】 地域包括ケア推進課	
事業内容	地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援、介護予防・重度化防止に資する取組を推進します。 リハビリ専門職や介護職等に向けた技術支援研修なども行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	リハビリ専門職派遣件数	66 件	70 件
	専門職や介護職向け研修参加者数	144 人	150 人

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【再掲：p.45、p.63】			
		【担当課】 地域包括ケア推進課	
事業内容	【地域ケア会議：介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型）】 自立・重度化防止に向け、ケアマネジメントを多職種協働で検討する会議を設置します。 会議で検討した個別事例について、アンケート等により個々の事例の状況変化を把握するとともに、ケアマネジメントの質の向上につながるよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	検討事例数	203 事例	126 事例
	会議参加事業所数	203 事業所	126 事業所

また、国が定めたリハビリテーション指標について、今後、要介護等認定者数が増加及び介護人材が不足していく中で指標の値の大幅な上昇は見込めませんが、上記の取組によりリハビリテーションの利用を推進することで、現在の値の上昇又は維持をめざします。

【リハビリテーション指標（抜粋）】

指標名		全国	大阪府	堺市
訪問リハビリテーション	サービス提供事業所数 [認定者 1 人万対]	7.77	8.61	7.42
	利用率 [認定者 1 人対]	1.76	1.79	1.51
	短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数 [認定者 1 人万対]	8.42	9.72	6.65
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数 [認定者 1 人万対]	15.24	27.04	12.24
通所リハビリテーション	サービス提供事業所数 [認定者 1 人万対]	12.66	10.8	9.28
	利用率 [認定者 1 人対]	9.42	7.6	7.28
	短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数 [認定者 1 人万対]	32.43	25.3	32.73
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数 [認定者 1 人万対]	146.11	135.64	171.06

(3)介護予防・生活支援サービス事業の推進

従来、介護予防給付として実施されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、本市では、平成 29（2017）年 4 月より地域支援事業へ移行しました。

本市は、これらの事業を含め、地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、地域の実情に応じて多様な主体がサービスを提供する介護予防・生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の充実を進めます。

そして、事業の実施に当たっては、事業の推進状況、サービス利用量の進行状況を調査・分析し、堺市地域介護サービス運営協議会において意見を聴取したうえで、評価を行います。

また、本市は、地域の中で、多様な介護予防事業、生活支援サービスを提供できるように、日常生活圏域コーディネーター機能の強化や関係機関との協議を行うとともに、サービスメニューの多様化や、従来のサービス事業者に加えて、様々なサービス提供主体の育成支援に取り組みます。サービス開始後は、地域の実情やニーズを鑑みつつ、定期的実施状況の検証を行います。

また、地域包括支援センター、ケアマネジャー、日常生活圏域コーディネーター等に対して、地域の社会資源に関する情報提供を行い、適切な支援を推進します。

【事業展開】

介護予防・生活支援サービス事業【再掲：p.45、p.60、p.69】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【介護予防・日常生活支援総合事業】 訪問型サービス（訪問による日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、介護予防ケアマネジメントなどを提供します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	訪問型サービス	73,404 件	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なサービスを提供し、心身状態の維持・改善を図る。
	通所型サービス	76,762 件	
介護予防ケアマネジメント	83,024 件		

(4)地域の通いの場の創出

地域における介護予防の取組を促進するために、本市は、日常生活圏域コーディネーターの配置を進めます。

そして、地域課題と地域資源のマッチングにより、サービスメニューの多様化、サービス提供主体の多様化・育成支援等に取り組み、地域での介護予防の活動を推進します。

【事業展開】

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲：p.54、p.102】【担当課】長寿支援課			
事業内容	生活課題への個別支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」、地域福祉活動などを支援する「コミュニティワーカー」と、介護予防を推進する「生活支援コーディネーター」の3つの役割をもつ「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。		
	「日常生活圏域コーディネーター」による個別支援や地域活動支援を推進し、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	活動活性化件数	90件	130件
	個別支援件数	2,664件	支援を必要とする方が適切な支援を受けることができる状況を維持する。

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援 【再掲：p.54、p.90、p.103】 【担当課】長寿支援課			
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）」を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。		
	「地域のつながりハート事業」では、地域会館等の拠点において、高齢者が交流を図るいきいきサロンやふれあい喫茶、介護予防をねらいとした地域リハビリ、定期的な声掛けによる安否確認や見守りを行うお元気ですか訪問活動などを実施しています。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	いきいきサロン	1,777回	地域の実情に応じた活動ができる状況を継続する
	地域リハビリ	1,525回	
	ふれあい喫茶	1,907回	
お元気ですか訪問活動	46,029回		

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【再掲】【掲載：p.41、p.63】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【地域ケア会議（介護予防ケアマネジメント検討会議）】 自立・重度化防止に向け、ケアマネジメントを多職種協働で検討する会議を設置します。 会議で検討した個別事例について、アンケート等により個々の事例の状況変化を把握するとともに、ケアマネジメントの質の向上につながるよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	検討事例数	203 事例	126 事例
	会議参加事業所数	203 事業所	126 事業所

介護予防・生活支援サービス事業【再掲】【掲載：p.43、p.60、p.69】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【介護予防・日常生活支援総合事業】 訪問型サービス（訪問による日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、介護予防ケアマネジメントなどを提供します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	訪問型サービス	73,404 件	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なサービスを提供し、心身状態の維持・改善を図る。
	通所型サービス	76,762 件	
	介護予防ケアマネジメント	83,024 件	

介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業【再掲】【掲載：p.37、p.100】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	元気高齢者を対象に、フレイル予防の3つの要素として「身体活動」に該当する「あ るく」、「社会参加、コミュニケーション」に該当する「しゃべる」、「食生活、口腔 機能」に該当する「たべる」の「あ・し・た」を活用したプログラムを提供し、高 齢者自ら介護予防に継続的に取り組むことができるよう支援します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	継続参加者数	—	500 人
	イベントなど参加者数	320 人	4,000 人

(5)生涯にわたるところと体の健康づくり

栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、本市は、健康に関する情報提供や啓発を行います。

具体的には、医師・歯科医師や保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリ専門職などの専門職による健康教育・健康相談等を、各保健センターや地域に出向いて実施し、市民の生涯にわたる主体的な健康づくり活動の支援を図ります。

【事業展開】

専門職（医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施			
			【担当課】健康医療推進課
事業内容	地域の住民に対し、栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発、健康イベント、専門職による健康教育・健康相談を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	65 歳以上を対象に実施した健康教育の受講者数	19,414 人	18,000 人

啓発活動やイベントの実施			
			【担当課】健康医療推進課
事業内容	イベント（区民まつり、健康フェア、区役所パネル展示など）や広報などの機会を活用して、健康的な生活習慣確立に向けた啓発や情報発信を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	実施した啓発活動の回数	25 回	30 回

健康づくり自主活動グループの育成と活動支援			
			【担当課】健康医療推進課
事業内容	<p>市民主体の健康づくりを地域に広げ、ウォーキングなどの運動や体操、食生活の改善などを継続的に行い、健康づくりを推進する自主活動グループの育成・支援を行います。</p> <p>各保健センターでは、健康づくり自主活動グループのネットワークづくりを進めます。</p> <p>南区において、モデル的にウォーキングを中心とした事業を行い、市民の機運を高め、全市へ展開できるようにすすめます。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	登録参加者数	6,608 人	6,800 人

食生活改善推進員の育成と活動支援		【担当課】健康医療推進課	
事業内容	健康づくりの3要素といわれる「食生活・運動・休養」を取り入れた教室により、参加者の健康増進を図るとともに、地域における健康づくりのリーダーを養成します。教室は、6～8回のコースで開催し、修了者は「堺市健康づくり食生活改善推進協議会」のメンバーとして、地域に密着した健康づくり活動を自主的に展開できるように、活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	食生活改善推進員会員数	345人	350人

歯と口の健康を普及する「8020メイト」の育成と活動支援		【担当課】健康医療推進課	
事業内容	口腔機能の向上を含めた口腔の健康づくりを地域に広げるために、自主活動グループの育成や、その活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	活動回数	201回	250回
	8020メイト登録人数	142人	160人

生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の実施		【担当課】健康医療推進課	
事業内容	40歳以上の市民やその家族を対象に、生活習慣病予防、健康増進などの健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進を図ります。保健センターでは、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康づくりのための教室を開催し、各種の健康教育修了者に対し自主活動の支援を積極的に推進します。40歳以上の市民やその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。生活習慣病や健康づくりの相談、食生活相談、歯科相談等を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	開催回数	983回	800回
	実施人数	27,580人	22,000人

たばこに関する健康教育		【担当課】健康医療推進課	
事業内容	疾患の原因となるたばこの害に関する正しい知識の普及を行うとともに、禁煙希望者の禁煙勧奨等の取組を進めます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	たばこに関する健康教育の受講者数	876人	1,000人

骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨		【担当課】健康医療推進課	
事業内容	要介護状態になる主要因は、脳血管疾患、骨関節疾患（関節疾患、骨折、転倒）であるため、運動習慣や食生活など生活習慣の見直し、改善を促すために専門職による健康教育を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	骨粗しょう症予防に関する健康教育の受講者数	726人	1,000人

(6)保険者機能強化推進交付金等に係る取組

平成 29（2017）年度の法改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、P D C A サイクルによる取組が制度化されました。

この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和 2（2020）年度には、介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、「保険者機能強化推進交付金」に加え、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することになりました。

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組の評価指標の達成状況に応じて、交付金が交付されています。本市では、交付金を活用して「自立支援・介護予防・健康づくり」及び「介護給付費適正化」を推進していきます。

※ 交付金を活用した事業は「資料編」●●ページ参照

2 在宅ケアの充実および連携体制の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができる環境をつくるためには、高齢者の状況に応じて、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制が重要となります。

そのため、本市は、医療・介護の連携強化や地域包括支援センターの機能の充実など、在宅ケアの基盤整備に向けた取組を進めます。

また、在宅ケアにおいては、高齢者を支える家族等に過重な負担がかからないようにしていくことも重要となります。家族介護者への支援の充実、仕事と介護の両立などワークライフバランスの実現に向けた取組を推進していきます。

さらに、本市は、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざし、体制構築を進めます。

(1)在宅医療・介護の連携強化

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ職・医療相談員・介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士など、医療や介護に携わる様々な職種の有機的な連携の下で、介護の必要な高齢者の在宅での生活を総合的に支援する体制づくりを進めます。

【事業展開】

地域の医療・介護の資源の把握・情報発信【再掲：p.58】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【医療・介護機関リストの整備】 市民の医療・介護情報へのアクセスを容易にするとともに、医療・介護等関係者が活用して円滑な在宅医療・介護連携につなげることを目的として、市内の医療機関や介護サービス等の情報を整理・一元化したリストを作成し、市のホームページに掲載します。		
	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
現状・目標	リストの整備	市ホームページでの公開	定期的な情報更新と活用促進
	リスト掲載機関数（延べ）	2,459 件	3,000 件

在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	<p>【地域包括ケアシステム審議会】 学識者や医療・介護関係者、市民団体関係者、市議会議員などで構成された「堺市地域包括ケアシステム審議会」において、在宅医療・介護連携に係る様々な地域課題について抽出・検討を行うとともに、関連する市の取組の進捗管理や検証、評価を行います。</p> <p>【医療と介護の連携をすすめる関係者会議（いいともネットさかい）】 堺市医師会が主導する「堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議（いいともネットさかい）」において、医療・介護関連の多職種の関係者が定期的に集まり、医療・介護現場の課題やその対応策を検討し、連携強化に向けた各種事業を展開します。</p>		
	現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）
	審議会年間開催回数	3回	3回
	いいともネットさかい年間開催回数	6回	6回

在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	<p>【地域医療連携支援センターの運営】 医療・介護関係者向けの相談窓口として、堺市医師会に委託して「堺地域医療連携支援センター」を設置し、病院から在宅医療への退院調整や、かかりつけ医・在宅診療医の紹介など、在宅医療・介護連携に向けた幅広い支援策を実施します。</p>		
	現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）
	相談件数（延べ）	908件	1,500件
	研修会等参加者数	370人	400人

在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発【再掲：p.59】		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	<p>【多職種による地域交流セミナーの開催】 市民が在宅医療と介護の実態を知り、医療・介護についての不安や疑問を解消できるようにするとともに、関係機関の役割や身近な相談先を知ることで、困ったときに適切に相談できるようになることをめざし、多職種が参加した市民向けの地域交流セミナーを開催します。</p>		
	現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）
	セミナー参加者数	333人	350人

医療・介護関係者の情報共有の支援		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	<p>【医療・介護の多職種連携マニュアルの整備】 堺市医師会が主導する「堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議（いいともネットさかい）」において、医療・介護の関係者が緊密な連携を図ることができるよう、様々な状況に応じた多職種連携のための共通連絡シートや、在宅医療・介護連携に関係する各種制度の紹介、各々の立場からのQ & Aなどを掲載した、「医療・介護の多職種連携マニュアル」を整備し、活用を進めます。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	マニュアルの整備	多職種からの意見を集約してマニュアルを改訂	連携強化に向けたマニュアルの活用

医療・介護関係者の研修		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	<p>【研修会・講演会等の開催】 医療・介護に携わる多職種が、相互の理解を深め、緊密な連携を図ることができるよう、具体的な事例を通じて意見交換・相互交流を行う研修会や、医療・介護連携に係る重要課題について学ぶ講演会などを開催します。</p> <p>【介護支援専門員・看護師等による相互の現場見学実習の実施】 医療職・介護職の双方が、業務の機能や役割に関する相互理解を深め、連携することを目的として、介護支援専門員等を対象とした病院見学実習や、病院看護師等を対象とした介護事業所見学実習を実施します。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	いいともネットさかい主催研修会等参加者数	207人	350人
	各区における多職種協働事例検討会参加者数	418人	450人
	介護支援専門員等病院見学実習参加者数	20人	20人
	病院看護師等介護事業所見学実習参加者数	15人	20人

アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の推進【再掲：p.59】			
【担当課】健康医療推進課・地域包括ケア推進課			
事業内容	<p>すべての市民が、人生の最終段階を自らの意思に沿った形で過ごすことができるよう、治療やケアに関する考えを、本人や家族、医療・介護関係者が繰り返し話し合うアドバンス・ケア・プランニング（人生会議）について、市民や医療・介護関係者への啓発を進めます。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	人生の最終段階における医療・療養について話し合ったことのある高齢者の割合	43.8%	60%

(2)地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉を始め、地域の様々なサービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援する機関で、地域包括ケアシステムにおいて中心的役割を果たします。

本市では、日常生活圏域に各1か所、計21か所の地域包括支援センターを、各区に1か所、計7か所の基幹型包括支援センターを設置しています。各地域包括支援センターでは、圏域に応じた人員配置を行い、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携し、必要なサービスの提供に取り組んでいます。基幹型包括支援センターは、地域包括支援センターへの後方支援を行い、困難事例や権利擁護を必要とする事案については、地域包括支援センターとともに対応しながら、区内の地域包括支援センターの相互の連携や総合調整を担っています。

地域包括支援センターや地域密着型サービス事業所の運営に当たっては、市が方針を示し、運営法人自らが課題の抽出、整理及び改善を図るとともに、より良い運営に向けた取組を推進するために、行政による評価を年1回行っているほか、21か所の地域包括支援センターについては運営法人の公募を導入しています。行政による評価結果については、堺市地域介護サービス運営協議会において学識経験者や関係者からも意見を聴取することなどにより、地域包括支援センターの適切な運営に努めていきます。

多様化、複雑化する高齢者等のニーズに対応し、地域包括支援センターが高齢者にとってより身近な相談窓口となり、適切なサービス等につながるよう支援するため、必要な体制づくりや効果的な研修の実施などにより、各地域包括支援センターの職員の支援力の向上を図っていきます。また、ケアマネジャーの日常的な業務支援と質の向上のための研修等を介護予防ケアマネジメント検討会等と連動しながら推進します。

高齢者ネットワーク会議を開催し、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、さらには地域づくりの資源開発、政策の検討を行います。

【事業展開】

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【掲載：p.53、p.58、p.74】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業 内容	【地域包括支援センターの運営】 【総合相談支援】 高齢者やその家族、地域住民やケアマネジャー等の関係機関からの相談について、状況把握のうえどのような支援が必要かについて検討し、介護保険等の公的サービスや地域における適切なサービスにつなげるなど、総合的な支援を行います。		
	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
現状 ・ 目標	総合相談件数	120,045 件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。

(3)総合的な相談支援体制の整備

複雑多様化する高齢者に係る課題に柔軟に対応するため、本市は、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を強化し、ダブルケア等も含む様々な課題の解決に向けた相談支援を充実させます。

【事業展開】

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【再掲】【掲載：p.52、p.56、p.58、p.74】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業 内容	【地域包括支援センターの運営】 【総合相談支援】 高齢者やその家族、地域住民やケアマネジャー等の関係機関からの相談について、状況把握のうえどのような支援が必要かについて検討し、介護保険等の公的サービスや地域における適切なサービスにつなげるなど、総合的な支援を行います。 【基幹型包括支援センターの運営】 【ダブルケア相談窓口】 子育てと高齢者介護のダブルケアなど、複合的なケアの課題を有する家庭が増えていることから、複数の福祉分野の専門職が連携し、ワンストップで相談対応します。また、窓口の周知を進めるとともに、介護離職防止について他機関とも連携し、支援を行います。		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	総合相談件数	120,045 件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。
ダブルケア相談件数	623 件		

(4)在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

在宅生活の支援においては、介護サービス等が重要な役割を果たすことから、本市は、引き続きサービス基盤の充実を進めます。

また、在宅生活の支援では、介護サービス等に加え、様々な生活支援サービス等が地域できめ細かく展開されることが重要となります。生活支援サービスや、地域における見守りや互助活動などを通じた在宅生活の支援の充実を進めます。

さらに、地域における取組にあたっては、「堺あったかぬくもりプラン4（第4次堺市地域福祉計画）」などにおける地域福祉の取組等とも連携し、基盤づくりを進めるとともに、地域住民への普及啓発、活動の組織化支援や専門性の向上支援などを進めます。

【事業展開】

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】【掲載：p.44、p.102】			
【担当課】長寿支援課			
事業内容	<p>生活課題への個別支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」、地域福祉活動などを支援する「コミュニティワーカー」と、介護予防を推進する「生活支援コーディネーター」の3つの役割をもつ「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。</p> <p>「日常生活圏域コーディネーター」による個別支援や地域活動支援を推進し、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	活動活性化件数	90件	130件
	個別支援件数	2,664件	支援を必要とする方が適切な支援を受けることができる状況を維持する。

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】			
【掲載：p.44、p.90、p.103】			
【担当課】長寿支援課			
事業内容	<p>ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）」を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。</p> <p>「地域のつながりハート事業」では、地域会館等の拠点において、高齢者が交流を図るいきいきサロンやふれあい喫茶、介護予防をねらいとした地域リハビリ、定期的な声掛けによる安否確認や見守りを行うお元気ですか訪問活動などを実施しています。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	いきいきサロン	1,777回	地域の実情に応じた活動ができる状況を継続する
	地域リハビリ	1,525回	
	ふれあい喫茶	1,907回	
	お元気ですか訪問活動	46,029回	

高齢者見守り支援事業【再掲：p.56、p.77、p.88、p.91】【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【高齢者見守りネットワーク】 地域全体で高齢者の見守り、孤立予防など早期に発見する仕組みとして、事業の趣旨に賛同する事業所を登録し、仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいた時に地域包括支援センター等に相談し、支援につなげる、「高齢者見守りネットワーク」を推進します。		
	【さかい見守りメール（高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業）】 方向感覚・位置感覚などの認知機能の衰えにより行方不明になるおそれのある認知症の高齢者等について、事前登録を行い、行方不明時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見につなげる、「さかい見守りメール」事業を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	ネットワーク登録事業所数	2,242 件	2,500 件
	見守りメール事前登録者数	825 人	1,000 人

緊急通報システムの設置【再掲：p.81】【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	急病、事故などの緊急事態が発生した高齢者に対し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者宅に消防本部や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	設置台数	4,865 台	5,500 台

ICTを活用した新たな高齢者の見守り手法の検証【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	センサー・ロボット・ネットワーク情報共有ツールなど、ICTの先進技術を活用することで、既存の人的ネットワークではカバーしきれない領域における高齢者の見守り支援について、公民協働で新たな手法の検証を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	検証状況	—	先進技術の実証と効果検証の実施

在宅サービスを支える介護サービスの整備【担当課】介護事業者課			
事業内容	医療や介護が必要な高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護事業所などのサービスの充実に取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備数	3 か所	●か所
	看護小規模多機能型居宅介護の整備数	7 か所	●か所
	小規模多機能型居宅介護の整備数	22 か所	●か所

(5) 家族介護者等への支援の充実

高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、高齢者同士の介護、複数の課題を抱える世帯の増加、認知症高齢者の増加、ダブルケアなど、高齢者に係る課題やニーズは複雑化・多様化しており、多くの家族介護者等が、介護に大きな負担を抱えています。

本市としては、こうした家族介護者等の精神面・身体面での負担を軽減し、家族介護者等もいきいきと暮らすことができるよう、レスパイト（介護者の休息）も含めて、よりきめ細かな支援を行います。

【事業展開】

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【再掲】【掲載：p.53】			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	【基幹型包括支援センターの運営】 【ダブルケア相談窓口】 子育てと高齢者介護のダブルケアなど、複合的なケアの課題を有する家庭が増えていくことから、複数の福祉分野の専門職が連携し、ワンストップで相談対応します。また、窓口の周知を進めるとともに、介護離職防止について他機関とも連携し、支援を行います。		
	現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）
	ダブルケア相談件数	623 件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。

高齢者見守り支援事業【再掲】【掲載：p.55、p.77、p.88、p.91】			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	【高齢者見守りネットワーク】 地域全体で高齢者の見守り、孤立予防など早期に発見する仕組みとして、事業の趣旨に賛同する事業所を登録し、仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいた時に地域包括支援センター等に相談し、支援につなげる、「高齢者見守りネットワーク」を推進します。		
	【さかい見守りメール（高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業）】 方向感覚・位置感覚などの認知機能の衰えにより行方不明になるおそれのある認知症の高齢者等について、事前登録を行い、行方不明時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見につなげる、「さかい見守りメール」事業を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	ネットワーク登録事業所数	2,242 件	2,500 件
	見守りメール事前登録者数	825 人	1,000 人

高齢者紙おむつ給付事業		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	満 65 歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者で、要介護 3～5 又は要介護 3～5 相当と認められる高齢者に対し、紙おむつを給付することにより、高齢者の福祉の向上を図ります。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和 5(2023)年度)
	紙おむつ支給件数(延べ)	33,859 件	国の動向等も見据えて事業のあり方を検討

(6)市民への情報提供の充実や意識の啓発

在宅を療養の場として選択するニーズが高まる中で、在宅医療や終末期などについての正しい情報を市民に周知していくことが重要になっています。そのため、本市では、関係機関で連携し、在宅医療や介護、終末期対応等について、市民に分かりやすい情報の提供や広報を進めます。

また、本市は、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、本人や家族が在宅で生活続けることについて、できるだけ早い時期から心構えを持ち、準備をしておくことが重要であるとの意識啓発を進めます。

【事業展開】

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【再掲】【掲載：p.52、p.53、p.74】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【地域包括支援センターの運営】 【総合相談支援】 高齢者やその家族、地域住民やケアマネジャー等の関係機関からの相談について、状況把握のうえどのような支援が必要かについて検討し、介護保険等の公的サービスや地域における適切なサービスにつなげるなど、総合的な支援を行います。		
	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
現状・目標	総合相談件数	120,045 件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるように、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。

地域の医療・介護の資源の把握・情報発信【再掲】【掲載：p.49】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【医療・介護機関リストの整備】 市民の医療・介護情報へのアクセスを容易にするとともに、医療・介護等関係者が活用して円滑な在宅医療・介護連携につなげることを目的として、市内の医療機関や介護サービス等の情報を整理・一元化したリストを作成し、市のホームページに掲載します。		
	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
現状・目標	リストの整備	市ホームページでの公開	定期的な情報更新と活用促進
	リスト掲載機関数（延べ）	2,459 件	3,000 件

在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発【再掲】【掲載：p.50】
【担当課】地域包括ケア推進課

事業内容	【多職種による地域交流セミナーの開催】		
	市民が在宅医療と介護の実態を知り、医療・介護についての不安や疑問を解消できるようにするとともに、関係機関の役割や身近な相談先を知ること、困ったときに適切に相談できるようになることをめざし、多職種が参加した市民向けの地域交流セミナーを開催します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	セミナー参加者数	333人	350人

アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の推進【再掲】【掲載：p.51】
【担当課】健康医療推進課・地域包括ケア推進課

事業内容	すべての市民が、人生の最終段階を自らの意思に沿った形で過ごすことができるよう、治療やケアに関する考えを、本人や家族、医療・介護関係者が繰り返し話し合うアドバンス・ケア・プランニング（人生会議）について、市民や医療・介護関係者への啓発を進めます。		
	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
現状・目標	人生の最終段階における医療・療養について話し合ったことのある高齢者の割合	43.8%	60%

介護保険制度に関する広報活動【再掲：p.70】
【担当課】介護保険課

事業内容	市民に対し、介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、窓口などを通じて、介護保険制度等の周知を引き続き進めます。また、地域に出向いて介護保険制度の説明等を行う出前講座については、市内にある企業等に対して実施するなど、工夫しながら進めていきます。制度に対する知識の不足から、サービスの利用を控えたり、不適切なサービス利用につながらないように、市民への広報の充実を推進します。		
	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
現状・目標	出前講座の参加人数	411人	500人

3 介護サービス等の充実・強化

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、サービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。また、地域の中で提供される多様なサービスについて、質を高め、円滑に利用できるようにしていくことが求められます。

本市は、利用者が安心して多様なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組み、円滑に利用できる環境づくりを進めます。また、サービス提供事業者の情報公開や相談・苦情対応などの体制を充実します。

一方、利用者に必要な介護サービス等を提供するためには、それを担う人材の確保、育成が不可欠であるため、本市は、介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取組等を通じて、介護人材を円滑に確保できる環境づくりを進めます。

また、在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設整備を適正に進めます。

(1)2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

本市では、高齢化に伴う医療・介護サービスのニーズの高まりによる介護人材の不足があり、介護人材の確保や定着促進の支援が必要です。

【事業展開】

介護予防・生活支援サービス事業【再掲】【掲載：p.43、p.45、p.69】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【介護予防・日常生活支援総合事業】 訪問型サービス（訪問による日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、介護予防ケアマネジメントなどを提供します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	訪問型サービス	73,404 件	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なサービスを提供し、心身状態の維持・改善を図る。
	通所型サービス	76,762 件	
介護予防ケアマネジメント	83,024 件		

介護人材確保・育成支援事業【掲載：p.64】		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	市内介護事業者で働く方を対象に、管理期、中堅期、新任期などの働くステージごとの課題に応じた「階層別研修」、市内高齢者福祉施設職員による実践活動や研究活動等の発表の場である「さかい福祉と介護の実践発表会」、介護人材の確保及び育成、介護サービスの質の向上のため、必要な取組等が整備されている事業所を表彰する「堺市働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰」を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	参加事業者数	111 事業所	150 事業所
	さかい福祉と介護の実践発表会参加者数	170 人	250 人

(2)介護サービスの質の向上

本市は、介護サービスの質を高めるため、事業者への指導、関係機関で実施される介護サービス従事者等を対象とした研修の情報提供など、サービス事業所職員の介護技術の向上等につながる取組を推進します。また、施設従事者等における虐待の防止等の観点も含め、指導や研修の充実を進めます。

【事業展開】

介護サービス事業者への指導・助言		【担当課】 介護事業者課	
事業内容	適正適法なサービスを確保するために、定期的に行う実地指導を通して基礎的な法令等の周知や高齢者虐待防止、身体拘束ゼロに向けた啓発に取り組み、利用者本位のサービスが提供されるよう指導及び助言を実施します。また悪質なケースについては、監査等の実施により、公正かつ適切な事業所運営のための措置を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	居宅サービス等事業者への指導・助言回数	179 件	適切な介護保険サービスの確保、提供を図るとともに、介護サービスの質の向上に資するため、継続的な指導及び助言を行う。
	地域密着型サービス事業者への指導・助言回数	36 件	
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設への指導・助言回数	21 件	
介護事業所従事者に対する高齢者虐待防止の啓発	2,059 件		

業務管理体制の適正化の推進		【担当課】 介護事業者課	
事業内容	介護事業所に対する実地指導の際に、業務管理体制について整備・運用状況の報告を求め、届け出が適切に行われているか、整備された業務管理体制が有効に機能する仕組みとなっているか、等を確認し、不備がある場合は是正指導を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	業務管理体制の監督及び指導	—	法令遵守の義務の履行を確保するため、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(3)ケアマネジメントの質の向上

介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるようにするためには、利用者の日常生活、介護上の課題を的確に把握し、それに対応した過不足のない自立支援に資するサービスを提供することが必要です。

そのような適切な介護サービスの提供において、ケアマネジメントの役割は、大変重要となります。

本市は、ケアマネジャーへの研修やケアプラン点検、介護予防ケアマネジメント検討会議などを通じて、本市のケアマネジメントに関する基本方針の周知を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。また、基本方針である自立支援、介護予防・重度化防止等の観点から、効果的なケアマネジメントのあり方を検討し、普及を図ります。

【事業展開】

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【再掲】【掲載：p.41、p.45】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【地域ケア会議（介護予防ケアマネジメント検討会議）】 自立・重度化防止に向け、ケアマネジメントを多職種協働で検討する会議を設置します。 会議で検討した個別事例について、アンケート等により個々の事例の状況変化を把握するとともに、ケアマネジメントの質の向上につながるよう取り組みます。		
	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
現状・目標	検討事例数	203 事例	126 事例
	会議参加事業所数	203 事業所	126 事業所

居宅介護支援事業者研修の実施 【担当課】介護保険課			
事業内容	介護保険制度運営の要である居宅介護支援事業者に対して、ケアプラン作成における必要な知識・有用な情報を提供し、さらなる質の向上を図ります。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	参加事業者数	171 事業所	250 事業所

ケアプラン点検事業【再掲：p.68】 【担当課】介護保険課			
事業内容	居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対し、書類審査及び個別面談方式で、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを当該ケアマネジャーとともに検証・点検し、助言・指導を行います。また、点検結果から見えるケアプラン作成上、誤りやすい事柄についてホームページに掲載し、啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	点検事業所数	2年間で145か所	3年間で300か所

(4)介護人材の確保・育成および業務の効率化

本市は、介護サービスの質の維持・向上を図るため、介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護事業者が自律的に職場環境の改善に取り組めるようになるための支援を行います。

- ①介護保険サービスの指定申請書類等及び届出書類について手続きの簡素化を進めており、介護部門の従事者の負担を減らしています。
- ②指導の標準化・効率化を図ることにより、より効率的な実地指導をめざします。
- ③訪問介護事業所のサービス提供責任者向け研修を実施します。
- ④処遇改善加算の申請書類・届出方法を簡素化し、加算の取得を促進します。
- ⑤地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場への ICT、ロボット等の導入を支援します。

【事業展開】

介護人材確保・育成支援事業【再掲】【掲載：p.61】		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	市内介護事業者で働く方を対象に、管理期、中堅期、新任期などの働くステージごとの課題に応じた「階層別研修」、市内高齢者福祉施設職員による実践活動や研究活動等の発表の場である「さかい福祉と介護の実践発表会」、介護人材の確保及び育成、介護サービスの質の向上のため、必要な取組等が整備されている事業所を表彰する「堺市働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰」を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	参加事業者数	111 事業所	150 事業所
	さかい福祉と介護の実践発表会参加者数	170 人	250 人

介護予防・生活支援サービス事業【再掲：p.99】		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	【介護予防・日常生活支援総合事業（生活援助サービス従事者研修の開催）】担い手登録型訪問サービスに従事する者を養成するための研修を開催します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	研修修了者数	27 人	90 人

介護サービス事業の指定申請業務等の効率化		【担当課】 介護事業者課	
事業内容	専門人材が利用者の介護に集中することで介護の質が確保されるよう介護サービス業務の効率化を図るため、指定申請関連文書及び報酬請求関連文書について、必要に応じ申請様式、添付書類及び手続きを簡素化し、介護サービス事業者の負担を軽減します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	介護サービス事業の指定申請業務等の効率化	—	指定申請等に係る提出書類について、添付書類を精査し、種類・項目の削減を図る。

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等		【担当課】 介護事業者課	
事業内容	介護保険施設等に対する実地指導の調査項目等の簡素化を図るとともに、同一所在地の事業所に対する実地指導を同時に実施することにより、実地指導の標準化と効率性の向上を図り、実地指導に係る負担の軽減と平準化を進めます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	調査項目の標準化・効率化	—	国の運用指針に基づき、「確認項目」及び「確認文書」を改編する。
	実地指導の同時実施	53 件	関連する法律に基づく指導・監査や同一所在地の事業所に対する実地指導を可能な限り同時に実施する。

サービス提供責任者向け研修の実施		【担当課】 介護事業者課	
事業内容	堺市内の訪問介護事業所のサービス提供責任者として現に従事している方に、必要な基礎知識を習得する機会を設けることにより、適正な事業運営及び質の高いサービス提供を確保することを目的とします。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	研修参加人数	70 名	80 名

介護職員処遇改善加算の取得促進		【担当課】 介護事業者課	
事業内容	介護人材の確保・定着を図るため、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の算定に必要な届出書類の簡素化及び提出方法の見直しにより、加算の取得を促進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	届出書類の簡素化 提出方法の見直し	—	加算算定に係る負担を軽減し、加算取得を進める。

介護現場への ICT、ロボット等の導入支援【再掲：p.89】		【担当課】 介護事業者課	
事業内容	大阪府が実施する介護ソフト、タブレット端末等の導入支援、介護ロボット導入費用の支援事業について、対象事業者への周知を行い、介護現場の雇用環境改善をめざした取組を進めます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	ICT、ロボット等の導入支援事業の周知・啓発	—	補助制度の活用により、介護現場の負担軽減を図る。

(5)介護給付適正化事業の推進

介護給付適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことを基本としています。このことは、利用者に対する適切なサービスの確保と、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市としては、介護給付適正化事業は、高齢者の方が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためにも重要な事業と考えています。

介護給付適正化の基本的な考え方を踏まえ、介護サービスの質の向上と円滑な利用を図るため、本市は、本計画と整合を図り策定する第5期堺市介護給付適正化計画（令和3（2021）～5（2023）年度）に基づき、介護給付適正化事業を引き続き推進します。

また、介護給付適正化事業の推進に当たっては、国や大阪府と連携するとともに、大阪府国民健康保険団体連合会への委託も活用しながら、効果的・効率的に取り組んでいきます。

【事業展開】

認定訪問調査の適正化		【担当課】介護保険課	
事業内容	適正な認定調査を実施するため、市認定調査員に対し定期的な研修を行い、認定調査の平準化及び質の向上を図ります。また、ケアマネジャーや他市町村への委託等により行った認定調査が適切に行われているか、調査票の内容を全件チェックします。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	調査員への研修	10回	より効果的な研修となるよう内容の充実を図る。
	委託等調査票のチェック件数	2,119件	委託等調査票の全件

介護給付費通知の発送		【担当課】介護保険課	
事業内容	介護サービス利用者に対し、直近の利用実績を記載した給付費通知書を送付し、利用したサービス内容や費用に誤りがないかを確認してもらいます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	通知人数	138,792人	利用者全員に通知

医療情報との突合		【担当課】介護保険課	
事業内容	介護保険給付実績等について、医療情報との突合を行い、整合性を確認します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	突合件数	52,484件	全件実施

縦覧点検		【担当課】 介護保険課	
事業内容	介護保険給付実績等について、算定回数・重複請求の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標(令和 5(2023)年度)
	点検件数	10,570 件	全件実施

住宅改修の適正化		【担当課】 介護保険課	
事業内容	住宅改修工事が適正に施工されたかを、専門職等が現地に出向き、調査します。必要に応じ、住宅改修申請の審査の際に、専門職等が点検を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	調査件数	371 件	384 件/年（32 件/月）

ケアプラン点検事業【再掲】【掲載：p.63】		【担当課】 介護保険課	
事業内容	居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対し、書類審査及び個別面談方式で、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを当該ケアマネジャーとともに検証・点検し、助言・指導を行います。また、点検結果から見えるケアプラン作成上、誤りやすい事柄についてホームページに掲載し、啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	点検事業所数	2 年間で 145 か所	3 年間で 300 か所

福祉用具購入・貸与調査		【担当課】 介護保険課	
事業内容	直近の認定調査結果から利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与及び軽度者への福祉用具貸与について、ケアプラン等により必要性を確認します。また、市ホームページに福祉用具貸与価格の平均値等を掲載し、適正価格での貸与が行われるよう周知します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標(令和 5(2023)年度)
	確認件数	1,553 件	1,750 件

給付実績の活用		【担当課】 介護保険課	
事業内容	大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績データを活用して、不適正な給付がないかを点検し、必要に応じて、ケアマネジャーやサービス提供事業所等に内容確認を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標(令和 5(2023)年度)
	適正化による過誤申立件数	297 件	500 件

(6)費用負担への配慮

低所得者などにおいて、介護保険サービスに係る費用負担が過重にならないように、本市では、軽減制度など安心して利用できる仕組みを設けています。

【事業展開】

介護予防・生活支援サービス事業【再掲】【掲載：p.43、p.45、p.60】			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	【介護予防・日常生活支援総合事業】 訪問型サービス（訪問による日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、介護予防ケアマネジメントなどを提供します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	訪問型サービス	73,404 件	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なサービスを提供し、心身状態の維持・改善を図る。
	通所型サービス	76,762 件	
	介護予防ケアマネジメント	83,024 件	

費用負担軽減制度等の運用			
【担当課】 介護保険課			
事業内容	介護保険制度では、介護保険に係る費用負担が過重にならないように、各種軽減制度を設け、低所得者の費用負担への配慮を行っています。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	介護保険料の減免猶予制度	減免件数	930 件
	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	認定件数	0 件
	災害等による利用者負担額の軽減減免制度	認定件数	7 件
	社会福祉法人利用者負担額軽減制度	認定件数	168 件
	高額介護（予防）サービス費（受領委任払制度含む）	支給件数	163,216 件
	特定入所者介護サービス費（特例減額措置含む）	支給件数	98,190 件
高額医療合算介護（予防）サービス費	支給件数	8,324 件	介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、広報さかいなどさまざまな媒体を活用し、制度の周知を図っていく。

(7)介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等

前期に引き続き、本市は、介護保険制度の周知・啓発に取り組みます。さらに、各種の生活支援サービスなどの普及にあわせ、サービス情報の提供や相談などの体制の充実を進めます。

【事業展開】

介護保険制度に関する広報活動【再掲】【掲載：p.59】		【担当課】介護保険課	
事業内容	市民に対し、介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、窓口などを通じて、介護保険制度等の周知を引き続き進めます。また、地域に出向いて介護保険制度の説明等を行う出前講座については、市内にある企業等に対して実施するなど、工夫しながら進めていきます。制度に対する知識の不足から、サービスの利用を控えたり、不適切なサービス利用につながらないように、市民への広報の充実を推進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	出前講座の参加人数	411人	500人

事業所に関する情報提供（介護サービス情報の公表制度）		【担当課】介護事業者課	
事業内容	介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための事業者情報を、情報公表制度に基づきインターネットを通じて提供します。 また、介護が必要となった方やその家族、ケアマネジャー等に情報公表システムが認知されるよう、周知します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	公表件数	1,745件	必要な方が適切に情報を得られるよう、公表対象事業所の情報公表を行う。

4 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症の方の数は、今後も増加し続けるものと考えられ、認知症施策の充実が、重要な政策課題となっています。令和元（2019）年6月には、国の認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱が決定され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされました。

本市としては、認知症の方が、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策推進大綱に基づき、医療や介護などの専門的な支援を行うとともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備や、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の推進、地域での対応を進めるための基盤整備など、認知症等高齢者を対象とした各種支援施策を総合的に推進します。

(1) 認知症に関する普及啓発の推進

認知症に関する誤解や偏見を解消し、認知症の方が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることができる、認知症と「共生」できる社会の実現をめざし、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を進めるとともに、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトなど、地域で認知症の人や家族を支える機運・仕組みの醸成を図ります。

【事業展開】

認知症サポーター等の養成と活動支援		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	認知症に関する正しい理解を持ち、地域や職域において認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成するための、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症サポーター養成講座の講師役となる、認知症キャラバン・メイトを養成します。また、子どもたちも年齢に応じて、認知症や福祉について学ぶことができるよう、学校や地域との協力のもと、小・中・高・大学生を対象とした認知症キッズ・サポーター養成講座も開催します。 さらに、養成した認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの、地域における様々な活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	認知症サポーター数	75,032人	90,000人
	認知症キャラバン・メイト数	896人	1,000人
	認知症キッズ・サポーター養成講座開催箇所数	56か所	70か所

「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及【再掲：p.79】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	認知症の早期発見・早期につなげるため、認知機能や生活機能の低下を本人や家族等が簡便に確認できる「認知症の気づきチェックリスト」を作成し、幅広く市民に周知します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	配布世帯数	約 110,000 世帯	約 110,000 世帯

各種媒体を活用した普及啓発活動【再掲：p.79】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【パネル展の開催・イベント等における展示ブース設置】 本庁舎や区役所等でのパネル展示や、区民まつり等のイベント時における展示ブースの設置など、認知症に関する正しい理解を促進するための情報発信を行います。		
	【リーフレット・ホームページ等を活用した情報発信】 認知症に関する知識や支援制度等について、市民や関係者向けに分かりやすく整理したリーフレットを作成して配布するとともに、ホームページや広報さかい、啓発グッズなど、様々な媒体を活用して、積極的な情報発信を行います。		
	【認知症ブックフェアの開催】 図書館等関係機関との連携のもと、関連書籍や資料等を集めたブックフェアの開催を促進します。		
	【市民向け認知症講座の開催】 一人ひとりの市民が、身近に地域の中で、認知症の方や家族に対して何ができるかを考えてもらうことができるよう、認知症サポーター養成講座とはまた違った形で、市民を対象とした認知症に関する講座や研修等を開催します。		
	【市職員の理解促進】 市民への啓発活動と併せて、認知症に関する市職員の理解や対応力の向上を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）にちなんで毎年9月の「認知症にやさしいまち堺」月間において、認知症への対応のポイント等をまとめた名札カードを着用するなどの取組を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	各種情報発信	各種媒体での情報発信	認知症について正しく理解している市民の増加

「認知症本人ミーティング」など本人・家族の交流支援【再掲：p.76】			
【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	認知症の方や家族の意向を把握し、本人や家族の目線に立ったきめ細かな施策立案につなげることができるよう、認知症の本人や家族等の当事者同士が語り合い・交流することができる「認知症本人ミーティング」を開催するとともに、「RUN伴」など本人が参加・交流できるイベントへの支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	本人ミーティング開催回数	1回/年	2回/年

(2) 認知症への適切な対応と支援制度の充実

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市は、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域包括支援センターなど認知症支援に携わる専門機関を中心として、医療・介護・福祉・地域などの関係機関の緊密な連携のもとで、各種支援の充実を図ることで、認知症の方や家族を総合的に支える体制づくりを進めます。

また、医療従事者等を対象とした認知症対応力向上研修や、介護従事者等を対象とした認知症介護研修など、専門職を対象とした認知症に関する研修等を開催し、市内全体の認知症関連サービスの質の向上を図ります。

【事業展開】

認知症疾患医療センターの運営・機能強化		【担当課】 地域包括ケア推進課	
事業内容	<p>地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、認知症疾患医療センターを指定し、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断、症状憎悪期の対応、行動・心理症状や身体合併症に対する急性期医療等を提供するとともに、かかりつけ医や地域包括支援センター等関係機関と連携して、認知症の人や家族等への継続的な支援を行います。</p> <p>また、認知症と診断された後に、本人・家族等の生活面・精神面でのフォローを行い、地域における適切な支援へと円滑につなげるため、専任の専門職を配置するなど、認知症疾患医療センターの日常生活支援機能を強化します。</p>		
現状・目標	項目	現状 (令和元(2019)年度)	目標 (令和 5(2023)年度)
	専門医療相談件数	2,627 件	2,800 件
	日常生活支援機能の強化	—	専任の専門職の配置

認知症初期集中支援チームの運営		【担当課】 地域包括ケア推進課	
事業内容	<p>認知症疾患医療センターに、医師や看護師、精神保健福祉士などの複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、医療・介護などの適切なサービスにつながっていない認知症の方、またはその疑いのある方やその家族等に対して、地域包括支援センター等関係機関と連携しながら、初期段階における支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。</p> <p>また、介護従事者を対象に、チームの支援事例等の検討を通じて、アセスメントの重要性やチーム支援のポイント等の理解を深めるための研修会を開催します。</p>		
現状・目標	項目	現状 (令和元(2019)年度)	目標 (令和 5(2023)年度)
	新規対応件数	74 件	100 件
	事例研修会参加者数	—	100 人

認知症地域支援推進員活動の推進		【担当課】 地域包括ケア推進課	
事業内容	認知症の医療や介護における専門的知識を有する認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど認知症支援に関する関係機関のネットワークを構築するとともに、認知症に精通した嘱託医等の協力も得ながら、認知症の人や家族に対する相談・支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	認知症地域支援推進員配置数	2人	9人 (全市2人+各区配置)

包括的支援事業（地域包括支援センター等）【再掲】【掲載：p.52、p.53、p.58】			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	【地域包括支援センターの運営】 【総合相談支援】 高齢者やその家族、地域住民やケアマネジャー等の関係機関からの相談について、状況把握のうえどのような支援が必要かについて検討し、介護保険等の公的サービスや地域における適切なサービスにつなげるなど、総合的な支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	総合相談件数	120,045件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。

認知症地域医療支援事業（認知症対応力向上研修等）		【担当課】 地域包括ケア推進課	
事業内容	高齢者が身近な医療機関で、認知症に関する治療・相談やきめ細かなサポートを受けられることができるよう、医師や歯科医師、薬剤師、看護師等の医療職を対象に、認知症に対する対応力や専門知識・技術の向上を図るための研修を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標(令和 5(2023)年度)
	認知症サポート医養成研修 修了者数（延べ）	72人	100人
	かかりつけ医認知症対応力向上研修 修了者数	—	新規受講者の増加
	歯科医師認知症対応力向上研修 修了者数（延べ）	69人	130人
	薬剤師認知症対応力向上研修 修了者数（延べ）	48人	100人
	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 修了者数（延べ）	173人	250人
	看護職員認知症対応力向上研修 修了者数（延べ）	103人	155人

認知症介護実践者等養成事業（認知症介護研修等） 【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	認知症高齢者に対する介護サービスの充実に向けて、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、介護従事者を対象に、認知症介護に必要な知識・技能を修得するための研修を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標(令和 5(2023)年度)
	認知症介護基礎研修 修了者数（延べ）	753 人	1,000 人
	認知症介護実践者研修 修了者数（延べ）	1,729 人	2,100 人
	認知症介護実践リーダー 研修 修了者数（延べ）	366 人	450 人
	認知症介護指導者養成研 修 修了者数（延べ）	24 人	30 人

「認知症支援のてびき」（堺市認知症ケアパス）の作成・普及 【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	認知症の進行状況に応じた適切な支援ができるよう、認知症による生活機能の障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを示す「認知症支援のてびき」（堺市認知症ケアパス）を作成し、普及します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	てびきの周知	一般向け、本人・家族向け、支援者向けの 3 種類を整備	各々の対象者に応じて、効果的な周知を行い、活用を促進

若年性認知症の方への支援 【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	65 歳未満で発症する若年性認知症については、就業や経済的問題など特有の課題を有しており、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携して本人の活動・就労等社会参加の機会確保に努めるとともに、若年性認知症支援の会や家族交流会への支援を行い、若年性認知症の方やその家族等が相談できる体制の充実に努めます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	家族交流会の参加者数（延べ）	70 人	100 人

(3)認知症家族等への支援や居場所づくり

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担の係ることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護することができるよう、本市では、地域において認知症の方とその家族、地域住民等が交流できる居場所づくりを進めるとともに、地域の事業所や警察等関係機関とも連携して、地域全体で高齢者を見守り、支える仕組みづくりを進めます。

【事業展開】

「堺ぬくもりカフェ」(堺市認知症カフェ)の充実		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	認知症の方やその家族、支援者、地域の方など、誰もが自由に参加でき、落ち着いた雰囲気の中で交流や情報交換、レクリエーションなどでリフレッシュすることができて、介護者のレスパイト(休息)の場でもある「堺ぬくもりカフェ」(堺市認知症カフェ)について、カフェの設置主体等関係機関を支援するとともに、市のホームページ等を活用して幅広く情報発信・周知を行います。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和5(2023)年度)
	堺ぬくもりカフェ数	39か所	45か所

認知症家族会等への支援		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	認知症地域支援推進員や地域包括支援センターを中心として、認知症サポーター等の関係機関と連携し、情報交換や研修会の開催などを通じて、認知症家族会等の活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和5(2023)年度)
	認知症家族会の開催状況	若年性は全市で、それ以外は各区で開催	家族の身近な場所で開催し、家族会間での交流を進める

「認知症本人ミーティング」など本人・家族の交流支援【再掲】【掲載:p.72】		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業内容	認知症の方や家族の意向を把握し、本人や家族の目線に立ったきめ細かな施策立案につなげることができるよう、認知症の本人や家族等の当事者同士が語り合い・交流することができる「認知症本人ミーティング」を開催するとともに、「RUN伴」など本人が参加・交流できるイベントへの支援を行います。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和5(2023)年度)
	本人ミーティング開催回数	1回/年	2回/年

高齢者見守り支援事業【再掲】【掲載：p.55、p.56、p.88、p.91】			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業 内容	<p>【高齢者見守りネットワーク】 地域全体で高齢者の見守り、孤立予防など早期に発見する仕組みとして、事業の趣旨に賛同する事業所を登録し、仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいた時に地域包括支援センター等に相談し、支援につなげる、「高齢者見守りネットワーク」を推進します。</p>		
	<p>【さかい見守りメール（高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業）】 方向感覚・位置感覚などの認知機能の衰えにより行方不明になるおそれのある認知症の高齢者等について、事前登録を行い、行方不明時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見につなげる、「さかい見守りメール」事業を実施します。</p>		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	ネットワーク登録事業所数	2,242 件	2,500 件
	見守りメール事前登録者数	825 人	1,000 人

(4)認知症の予防と早期発見・早期対応の推進

認知症の発症をできるだけ遅らせることができるよう、また、認知症になっても、その進行をできるだけ抑えられるよう、認知症の予防に取り組みます。

また、認知症も含めた認知機能の低下に対しては、早期に発見し、状況に応じた適切な治療や支援につなげていくことが、認知症の進行を緩やかにし、認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）の発生を抑える上で重要です。こうした観点から、市民の認知症やその疑いに対する早期の「気づき」を促し、早期対応につなげるため取組を推進します。

【事業展開】

ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室の開催【再掲】【掲載：p.38】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	認知症を予防する「堺コッカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室を実施します。教室で学んだ内容を日常生活に取り入れ、生活習慣を見直すきっかけとなるようあ・し・たチャレンジ手帳を活用するとともに、仲間づくりや地域での継続した取組を推進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	開催回数	206回	220回
	参加者数	3,786人	3,900人

【堺コッカラ体操】の普及【再掲】【掲載：p.40】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	認知症予防の効果が期待できる堺市版介護予防体操である「堺コッカラ体操」を広く普及し、また、地域で「堺コッカラ体操」を行うグループが増えるよう支援します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	リーダー養成講座終了者数	158人	240人
	体操参加者数	23,267人	25,000人

【あ・し・たチャレンジ】フレイル予防【再掲：p.40】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	加齢とともに、身体機能や認知機能などが低下するフレイル予防のため、あるく（身体活動）、しゃべる（社会参加）、たべる（食生活・口腔機能）に積極的に取り組むよう、リーフレットやあ・し・たチャレンジ手帳を活用し、高齢者自身が日々の生活状況を記録することで、高齢者のセルフマネジメント（自己管理）を推進します。手帳は、栄養、歯・口腔、運動、脳トレ等の内容に関して記録し、生活習慣を改善するきっかけとして活用します。介護予防教室、ホームページや研修会等の機会を通して普及・啓発し、フレイル予防を推進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	あ・し・たリーフレット	リーフレット6,000部	介護予防教室、ホームページや研修会等の機会を通して普及・啓発を行う。
	あ・し・た手帳の配布数	手帳700冊	

「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及【再掲】【掲載：p.72】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	認知症の早期発見・早期につなげるため、認知機能や生活機能の低下を本人や家族等が簡便に確認できる「認知症の気づきチェックリスト」を作成し、幅広く市民に周知します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	配布世帯数	約 110,000 世帯	約 110,000 世帯

各種媒体を活用した普及啓発活動【再掲】【掲載：p.72】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	<p>【パネル展の開催・イベント等における展示ブース設置】 本庁舎や区役所等でのパネル展示や、区民まつり等のイベント時における展示ブースの設置など、認知症に関する正しい理解を促進するための情報発信を行います。</p> <p>【リーフレット・ホームページ等を活用した情報発信】 認知症に関する知識や支援制度等について、市民や関係者向けに分かりやすく整理したリーフレットを作成して配布するとともに、ホームページや広報さかい、啓発グッズなど、様々な媒体を活用して、積極的な情報発信を行います。</p> <p>【認知症ブックフェアの開催】 図書館等関係機関との連携のもと、関連書籍や資料等を集めたブックフェアの開催を促進します。</p> <p>【市民向け認知症講座の開催】 一人ひとりの市民が、身近に地域の中で、認知症の方や家族に対して何ができるかを考えてもらうことができるよう、認知症サポーター養成講座とはまた違った形で、市民を対象とした認知症に関する講座や研修等を開催します。</p> <p>【市職員の理解促進】 市民への啓発活動と併せて、認知症に関する市職員の理解や対応力の向上を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）にちなんだ毎年9月の「認知症にやさしいまち堺」月間において、認知症への対応のポイント等をまとめた名札カードを着用するなどの取組を行います。</p>		
	現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）
	各種情報発信	各種媒体での情報発信	認知症について正しく理解している市民の増加

5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備

高齢者の暮らしの安全・安心を確保するうえで、「住まい」の観点は重要です。本市は、ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者が増加していく中で、身体状況などの変化に応じた、適切な居住環境の確保を促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅など、住環境の多様性が広がっている中で、「住まい」の質の維持・向上に向けた取組の推進に努めます。また、外出、買い物などの観点から、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりと生活支援を進めます。

高齢者が安全・安心に生活するためには、防災・減災の観点も重要であることから、本市は、災害時の要援護者への支援等についても取組を進めます。

また、本市は、高齢者の人権が尊重され、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、高齢者の権利擁護について基盤の充実を図り、成年後見制度の普及などの取組を推進するとともに、高齢者虐待の予防・早期発見・対応の体制づくりを推進します。また、高齢者の消費者被害を防止するための取組を進めます。

(1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保

高齢者が住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送ることができるよう、本市は、高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等の支援を行います。また、独居世帯、高齢者のみの世帯などを始めとして、緊急通報システムの周知・拡充を図るとともに、引き続き高齢者宅への防火訪問により、定期的に火災予防の働きかけを行い、住み慣れた住まいで安心して暮らし続けられるよう事業を進めます。

サービス付き高齢者向け住宅等の居住者が増加する中で、本市は、高齢者にとって安全・安心な住まい選びの際の留意点などの啓発を進めるとともに、住宅の質の確保・向上を図るため、定期的な立入検査を行うなど、取組の充実を進めます。

また、本市は、老朽化した市営住宅の建替えなどにおいて、引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を計画的に進め、既存住宅においても、中層住宅へのエレベータの設置などバリアフリー化を促進し、高齢者が暮らしやすい市営住宅とします。

【事業展開】

ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進		【担当課】住宅まちづくり課	
事業内容	老朽化した市営住宅の建替えにあたっては、スロープの設置など屋外環境も含め、高齢者はもとより誰もが生活しやすい住宅を建設します。 また、加齢などに伴い、現在の住まいでは生活しづらくなった場合でも、軽微な改造により、住み続けることができるよう工夫します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	市営住宅建替戸数（竣工）	211戸	246戸

堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者の相談などに応じます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	シルバーハウジング戸数	71 戸（3 団地）	71 戸（3 団地）
	派遣戸数	71 戸	71 戸

軽費老人ホーム（ケアハウス）等の運営支援 【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	低廉な料金で高齢者が入所することができ、食事その他の日常生活に必要な機能を提供する社会福祉施設である軽費老人ホーム（ケアハウス）等について、運営に必要な事務費の一部を補助し、施設の円滑な運営と高齢者の経済的負担の軽減を図ります。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	入居者数	503 人	515 人

緊急通報システムの設置【再掲】【掲載：p.55】			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	急病、事故などの緊急事態が発生した高齢者に対し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者宅に消防本部や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	設置台数	4,865 台	5,500 台

高齢者住宅改修費支給事業			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立し、又は介護を受けて安心して生活することができるよう、住宅の改修費を助成します。要介護・要支援認定申請が非該当の方に対しては介護保険と同じ内容の工事について 20 万円を限度に、要介護者などに対しては介護保険対象外の工事について 30 万円を限度に助成します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	助成件数	46 件	48 件

高齢者日常生活用具給付事業			
【担当課】 地域包括ケア推進課			
事業内容	ひとり暮らし高齢者等の生活がより円滑に行われるように、必要に応じて自動消火器、シルバーカー、電磁調理器を給付します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	給付件数	24 件	引き続き必要な方に対し適切な給付を行う。

住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）		【担当課】介護保険課	
事業内容	介護保険住宅改修費の支給には専門的知識を有する者が作成した理由書が必要となるため、担当ケアマネジャーのいない要介護等認定者の場合、理由書の作成が円滑に行われるように、作成した者に対し理由書作成手数料を支給します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	支給件数	236 件	引き続き必要な方が適切にサービスを利用できるよう周知を図る。

高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施		【担当課】予防査察課	
事業内容	住宅火災から高齢者を守るため、75 歳以上の高齢者のみ世帯に防火訪問を実施し、防火指導を行います。対象世帯には 4 年ごとに訪問を行い、定期的に火災予防を啓発します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	訪問世帯数（75 歳以上の高齢者のみ世帯）	20,049 世帯	全訪問対象者への実施（毎年約 1,000 件増加）

高齢者向け住宅の情報提供、相談支援		【担当課】介護事業者課		
事業内容	<p>市に届出のある有料老人ホーム施設情報をホームページで提供します。また、登録されているサービス付き高齢者向け住宅の登録簿を設置し、登録住宅の情報を提供します。</p> <p>（サービス付き高齢者向け住宅の情報は、一般社団法人すまいまちづくりセンター連合会の「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のサイトでも公開されています。）</p> <p>また、大阪府・府下市町村・不動産流通団体等から構成される「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、住宅部局と福祉部局が連携し、住まい探しの支援及び情報提供に取り組んでいます。</p>			
現状・目標	項目		現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	有料老人ホーム	届出物件数	112 件	高齢者向け住宅の供給が増加する中で、関係部局間で情報を共有し、登録制度等の的確な運用を行うとともに、高齢者の住まい選びに資するよう、適切な情報提供を行う。
		定員数	4,579 人	
	サービス付き高齢者向け住宅	登録物件数	84 件	
		登録戸数	3,057 戸	
住まい探し相談会（民間賃貸住宅）	開催回数	1 回	市・府職員と不動産事業者による相談会等により、民間賃貸住宅の住まい探しの支援及び情報提供を行う。	

サービス付き高齢者向け住宅等への立ち入り検査の実施		【担当課】介護事業者課	
事業内容	高齢者向け住宅の質の確保を図るため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対して立入検査を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標(令和 5(2023)年度)
	立入検査件数（有料老人ホーム）	23 件 ※照会・虐待除く	定期的な立入検査を行うなど、取組の充実を進める。
立入検査件数（サービス付き高齢者向け住宅）	19 件 ※照会・虐待除く		

高齢者向け住宅の圏域別状況

(令和 2 年 9 月 1 日現在)

日常生活圏域		住宅型有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅 ^(注)	
		施設数	定員数	施設数	定員数
堺	1区	6	233	2	88
	2区	1	66	9	328
	3区	5	148	2	45
	4区	7	232	5	335
中	1区	4	95	5	134
	2区	8	255	1	37
	3区	11	351	10	304
東	1区	7	219	4	117
	2区	3	83	3	101
美原	1区	6	232	0	0
西	1区	8	318	7	311
	2区	2	63	10	352
	3区	6	267	2	62
南	1区	1	16	0	0
	2区	1	39	0	0
	3区	2	70	3	91
	4区	2	99	2	57
北	1区	2	96	7	269
	2区	1	37	0	0
	3区	3	124	2	98
	4区	1	38	5	147
計		87	3,081	79	2,876

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く。

(2)高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

高齢者が社会参加などを通じていきいき暮らしていくためには、活動しやすく、安心して外出できる都市環境が重要であり、本市は、「堺市移動等円滑化促進方針」等に基づき、高齢者が外出しやすい都市環境となるようバリアフリー化の普及促進に取り組みます。

また、本市は、高齢者がいきいきと日常生活を送ることができるよう、外出の支援に取り組むとともに、高齢者の身体状況等の変化に応じた交通安全対策を推進します。

【事業展開】

堺市バリアフリー基本構想重点整備地区等の評価・見直し・新たな基本構想の検討 【担当課】全課（事務局：長寿支援課）			
事業内容	令和2（2020）年度策定の堺市移動等円滑化促進方針に基づき、各地区におけるバリアフリー化の進捗状況を確認し、各基本構想の見直しや新たな基本構想の検討を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	見直し・検討を実施した地区数	—	9地区

福祉のまちづくり推進のための当事者参加の仕組みづくり 【担当課】全課（事務局：長寿支援課）			
事業内容	今後整備される不特定多数の利用者が利用する施設について、計画検討等の適切な段階から高齢者等が参加する意見交換会などにおいて、当事者としての意見を表明する機会が確保される仕組みを構築します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	当事者参加の仕組みの整備	モデル事業を実施（当事者参加の仕組みは未整備）	当事者参加の仕組みを定めた要領等を作成済

おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）【再掲：p.98】 【担当課】公共交通課			
事業内容	公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的とし、満65歳以上の堺市民を対象に、「おでかけ応援カード」を使用することで、市内を走る路線バス（南海バス・近鉄バス）・阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	年間延べ利用回数	6,180,587回	6,181,000回

高齢者への交通安全教室の開催		【担当課】自転車企画推進課	
事業内容	<p>運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解いただくとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な交通ルール等の知識を習得していただき、交通事故の抑止に努めます。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	出前講座等を活用した交通安全教育を実施	3回	警察等関係機関・団体や福祉施設関係者と連携した交通安全教室を開催する。また、高齢者を対象にした各種行事等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

(3)災害や感染症対応に係る体制整備と支援

【災害時避難支援】

高齢者をはじめ全ての市民が、災害リスクを自分のこととして日頃から考えるとともに、適切な避難方法を理解し自らの命を自らが守る行動ができるよう、防災意識の高揚に取り組みます。

また、近年、各地では、記録的な局地的大雨や集中豪雨に伴い、河川の大規模な氾濫や土砂災害などが発生し、高齢者施設等が被災するなど、多くの高齢者が犠牲となる事例が発生していることから、浸水想定区域にある社会福祉施設等の適切な避難確保に向けた取組を推進します。

一方、自ら避難することが困難である避難行動要支援者には、対象者本人からの登録申請に基づいて作成した避難行動要支援者一覧表を活用するなどして、避難支援に向けた取組を推進します。

【感染症対応】

本市は、高齢者同士の介護や在宅療養を行っていた世帯に、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、濃厚接触者等となる方の支援を入院対応以外で安定的に継続するために健康管理、生活支援を提供するための支援体制を整えます。

【ウィズコロナフレイル予防活動支援】

新型コロナウイルスの感染拡大防止による高齢者の長期の外出自粛に伴って、運動量低下や社会活動の減少、コミュニケーション不足のフレイル状態が社会問題化していることから、本市は、自粛生活による心身への影響とデジタルデバイス活用意識に基づいた非接触型の3密を避けたフレイル予防の手法の普及促進を図ります。

【介護現場における対策への支援】

本市は、介護保険施設や事業所における、災害に対する避難計画や感染症予防・発生時対応マニュアル等の整備の促進を図ります。

また、関係課との連携のもと、支援物資を確保し、また、緊急時には支援物資の速やかな提供を行います。

さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場へのICT、ロボット等の導入を支援します。

【生活基盤を支える対策支援】

介護等をしている家族が新型コロナウイルス感染症に感染すると、継続して介護等を行うことが困難になってしまいます。本市では、引き続き在宅で安心して、訪問介護サービス等を受けることができるよう「在宅ケア継続支援事業」を実施し、堺市内の介護事業所・障害者施設向けに新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応マニュアルの作成、感染症初動対応研修の実施、介護施設及び介護事業所に対し、感染症発生及び感染症拡大を防止するための策を講じる為の支援を行っています。併せて、介護施設の入所者や職員が新型コロナを発症した際に、感染者拡大によるクラスター発生を防ぐ為に必要となる場所及び人員の確保を推進します。

【事業展開】

高齢者等への防災意識啓発の推進 【担当課】 防災課・長寿支援課・各区自治推進課			
事業内容	災害リスクや避難行動などの基本的な考え方を示すハザードマップ(区別防災マップ)について、高齢者が理解しやすい記載内容の工夫を図るとともに、各地域において自助・共助につながる取組が展開されるよう支援を行います。		
現状・目標	項目	現状(2019年度)	目標(2023年度)
	ハザードマップ(区別防災マップ)の工夫	未実施	実施
	校区自主防災訓練の実施率	96.8%	100%
	地区防災計画の策定数	10校区	30校区

想定浸水区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の推進 【担当課】 防災課・長寿支援課・介護事業者課			
事業内容	堺市地域防災計画に要配慮者利用施設として位置付けられた介護保険施設等について、当該施設の所有者又は管理者に法的義務が課せられている避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進します。		
現状・目標	項目	現状(2019年度)	目標(2023年度)
	避難確保計画の作成率	53.5%	100%

避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり 【担当課】 危機管理課・防災課・長寿支援課・各区保健福祉総合センター			
事業内容	<p>【避難行動要支援者一覧表の活用】 地震などの災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者の心身の状況や避難手段について、対象者が登録申請し、市が一覧表を作成します。 登録申請の際に、個人情報利用の本人同意を得ることにより避難行動要支援者一覧表の活用を促進させることで、平常時において、地域と行政とで避難行動要支援者の個人情報を共有し、地域における自助・共助の仕組みづくりを進め、一覧表の活用に向けた取組を推進します。</p> <p>【避難生活環境の確保】 避難行動要支援者を含む要配慮者にとって負担の少ない避難生活環境を確保できるよう、福祉避難所運営マニュアルを反映した福祉避難所の指定・再指定や一般の指定避難所における福祉避難スペースの設置の検討を進めます。</p>		
	現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)
現状・目標	避難行動要支援者一覧表の活用	—	一覧表登載者の避難を見据えたモデル事業の実施
	福祉避難所の指定	80か所	令和2(2020)年3月に策定した福祉避難所運営マニュアルを反映した福祉避難所の指定・再指定の推進

高齢者見守り支援事業【再掲】【掲載：p.55、p.56、p.77、p.91】
【担当課】 地域包括ケア推進課

事業内容	<p>【高齢者見守りネットワーク】 地域全体で高齢者の見守り、孤立予防など早期に発見する仕組みとして、事業の趣旨に賛同する事業所を登録し、仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいた時に地域包括支援センター等に相談し、支援につなげる、「高齢者見守りネットワーク」を推進します。</p>		
	<p>【さかい見守りメール（高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業）】 方向感覚・位置感覚などの認知機能の衰えにより行方不明になるおそれのある認知症の高齢者等について、事前登録を行い、行方不明時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見につなげる、「さかい見守りメール」事業を実施します。</p>		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	ネットワーク登録事業所数	2,242 件	2,500 件
	見守りメール事前登録者数	825 人	1,000 人

介護保険施設や事業所における、災害に対する避難計画や感染症予防・発生時対応マニュアル等の整備の促進
【担当課】 介護事業者課

事業内容	災害発生時や感染症予防・発生時に適切な対応ができるよう、介護保険施設や事業所に対して避難計画やマニュアルの整備を支援します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	避難計画・マニュアルの作成	—	全施設・事業所

関係課との連携による支援物資の確保と提供
【担当課】 介護事業者課

事業内容	感染症対策に備え、国、大阪府と連携を行い、重症化のリスクを伴う高齢者や介護職員の安全と健康を守るために衛生材料の支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	衛生材料の確保・提供	—	全施設・事業所

介護現場への ICT、ロボット等の導入支援【再掲】【掲載：p.66】			
【担当課】介護事業者課			
事業 内容	大阪府が実施する介護ソフト、タブレット端末等の導入支援、介護ロボット導入費用の支援事業について、対象事業者への周知を行い、介護現場の雇用環境改善をめざした取組を進めます。		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	ICT、ロボット等の導入支援事業の周知・啓発	—	補助制度の活用により、介護現場の負担軽減を図る。

(4)高齢者等への見守り支援

本市は、事業者、企業、協力機関等が、日常業務の中で気が付いたことなどを地域包括支援センターに連絡するなどの必要な情報提供を行い、平時からの多様なサービス基盤に支え合いとして高齢者の孤立の防止、認知症者への支援、虐待防止、消費者被害の防止などの課題に地域全体で取組を強化していきます。

【事業展開】

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】			
【掲載：p.44、p.54、p.103】		【担当課】長寿支援課	
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）」を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。 「地域のつながりハート事業」では、地域会館等の拠点において、高齢者が交流を図るいきいきサロンやふれあい喫茶、介護予防をねらいとした地域リハビリ、定期的な声掛けによる安否確認や見守りを行うお元気ですか訪問活動などを実施しています。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	いきいきサロン	1,777 回	地域の実情に応じた活動ができる状況を継続する
	地域リハビリ	1,525 回	
	ふれあい喫茶	1,907 回	
お元気ですか訪問活動	46,029 回		

民生委員児童委員による相談活動			
		【担当課】長寿支援課	
事業内容	民生委員児童委員は、地域住民の立場にたって、地域福祉を担うボランティアです。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配事など、さまざまな相談に応じるとともに、必要な支援が受けられるよう、専門機関とのつなぎ役になります。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	高齢者に関する相談・支援件数	16,777 件	必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。

高齢者見守り支援事業【再掲】【掲載：p.55、p.56、p.77、p.88】
【担当課】 地域包括ケア推進課

事業 内容	<p>【高齢者見守りネットワーク】 地域全体で高齢者の見守り、孤立予防など早期に発見する仕組みとして、事業の趣旨に賛同する事業所を登録し、仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいた時に地域包括支援センター等に相談し、支援につなげる、「高齢者見守りネットワーク」を推進します。</p>		
	<p>【さかい見守りメール（高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業）】 方向感覚・位置感覚などの認知機能の衰えにより行方不明になるおそれのある認知症の高齢者等について、事前登録を行い、行方不明時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見につなげる、「さかい見守りメール」事業を実施します。</p>		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	ネットワーク登録事業所数	2,242 件	2,500 件
	見守りメール事前登録者数	825 人	1,000 人

(5) 権利擁護支援の充実

本市では、福祉分野の基盤計画である「堺あったかぬくもりプラン4(第4次堺市地域福祉計画)」において、地域連携ネットワークの中核機関として「権利擁護サポートセンター」を位置づけています。権利擁護サポートセンターを引き続き運営しつつ、専門職による相談支援等、事業の一層の充実を進めます。

また、高齢者の権利擁護のため、地域包括支援センターの業務と連携し、成年後見制度の利用促進を拡充するとともに、消費生活保護や虐待対策の取組を進めます。

【事業展開】

権利擁護サポートセンターの運営		【担当課】長寿支援課	
事業内容	権利擁護サポートセンターでは、高齢者及び障害者の相談機関に対して、権利侵害、財産管理、成年後見などに関する法律的な問題に対して、法律職と福祉職による専門的な相談と支援を行います。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和5(2023)年度)
	権利擁護専門相談の実施件数	329件	必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。

成年後見制度の普及・啓発		【担当課】長寿支援課	
事業内容	成年後見制度について、市民の理解を得られるように広報・啓発、情報提供等を行います。また、必要な方へ成年後見制度を利用して頂くため、本市職員・相談機関・福祉事業者等を対象とした研修等を実施します。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和5(2023)年度)
	市民向け広報・啓発	6回	効果的な手法を検討し、必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。
	関係者向け研修	3回	

成年後見制度利用支援事業		【担当課】長寿支援課	
事業内容	市長が申立を行うに当たって、費用などの負担ができない場合には、申立事務に係る経費及び後見人への報酬を支給します。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和5(2023)年度)
	申立費用等給付件数	40件	市長申立の促進に伴い、必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。
	報酬給付件数	121件	

成年後見市長申立の実施		【担当課】 長寿支援課・各区地域福祉課	
事業内容	認知症など判断能力が不十分であり、成年後見制度の適用が必要であるにもかかわらず、身寄りがないなど申立てを行う親族がいない状況にある高齢者については、親族に代わって市長が申立てを行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	市長申立件数	40 件	必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。

堺市日常生活自立支援事業の活用		【担当課】 長寿支援課	
事業内容	堺市社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下してきている高齢者などの権利を守るため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う堺市日常生活自立支援事業を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	利用相談件数	237 件	必要な方に適切にサービスを利用いただける状況とする。
契約件数	467 件		

地域連携ネットワーク協議会の立上げ・開催		【担当課】 長寿支援課	
事業内容	権利擁護サポートセンターを中核機関とし、保健・医療・福祉や生活に関わるさまざまな分野、司法などの機関・団体・事業者、市民、市などによる協議会を設置し、権利擁護支援をすすめるための地域連携ネットワークを構築します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	地域連携ネットワーク協議会の設置	実施方法を検討する	協議会の立上げ・実施

成年後見制度の利用支援体制の充実		【担当課】 長寿支援課	
事業内容	権利擁護サポートセンターと地域連携ネットワークを構成する機関等が協働し、市民後見人の養成と活動への支援を引き続き実施します。また、同センターによる法人後見活動や親族後見人への支援を検討します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	市民後見人バンク登録者研修の実施	5 件	必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。

包括的支援事業（地域包括支援センター等）		【担当課】地域包括ケア推進課	
事業 内容	<p>【地域包括支援センターの運営】 【権利擁護・虐待対応】 高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、成年後見制度の利用促進など、高齢者が地域で尊厳のある生活ができるよう支援します。行政や関係機関と連携し対応し、迅速に対応するとともに、パネル展や研修会など、市民や支援者、事業所への啓発を行います。</p> <p>【高齢者緊急一時入所事業】 虐待を受けている高齢者や警察署で保護された身元不明の認知症高齢者等を安全な場所で保護し、支援を行います。</p>		
	現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）
	利用実績	必要な方に迅速に事業を利用いただける状況とする。	必要な方に迅速に事業を利用いただける状況とする。

(6)消費者被害や特殊詐欺被害の防止の取組促進

認知症などにより判断能力の低下してきている高齢者を含め、高齢者を狙った様々な悪質商法などが増えています。本市では、このような消費者被害を未然に防止するため、被害に遭わないための情報提供や、悪質な事業者に対する指導等を行うなど、高齢者の消費者被害を未然に防ぐための取組を行います。また、被害に遭った方からの相談に対しては、専門相談員による助言やあっせんを行い、被害の救済を図ります。

また、「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」などの特殊詐欺が増えていますが、こうした犯罪は高齢者を主な標的としています。本市では、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、大阪府警察等と連携し、電話パトロールや各種広報啓発活動等の取組を促進します。

【事業展開】

消費者被害に関する情報提供と相談の充実		【担当課】消費生活センター	
事業内容	消費生活センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐための情報提供や、商品・サービスの契約トラブル及び悪質商法による被害の相談を行います。専門相談員による助言・あっせんを行い、被害の救済を始め、消費者トラブルの解決を図ります。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	出前講座（高齢者及び支援者向け）	18件	高齢者や支援者の方に適切に情報が届くよう、関係機関同士の連携を図りつつ、消費者被害の未然防止に向けた効果的な講座の企画・実施に取り組む。
	あっせん解決率（65歳以上の方からの相談）	93.5%	専門相談員による消費生活相談を行うとともに、消費生活に必要な商品サービスについての苦情や相談を受け、解決に向けての適切な助言・あっせんを行う。

特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動等の実施		【担当課】市民協働課	
事業内容	特殊詐欺被害防止に向けた協力事業者の認定、講座や講習、パネル展の開催、広報紙やホームページ等を利用した情報発信などの各種広報啓発活動を実施します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和 5(2023)年度)
	特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が認定する「特殊詐欺被害防止協力事業者」による事業を通じた特殊詐欺被害防止活動の実施 ・特殊詐欺被害防止講座（生涯学習まちづくり出前講座）の開催 ・市内事業者の施設を利用した特殊詐欺被害防止のための出張啓発講習の開催 ・春・秋の地域安全運動におけるパネル展の開催 ・警察、防犯団体等との合同キャンペーン等の実施 ・広報紙やホームページ等を利用した各種広報啓発の実施 	特殊詐欺被害防止に関する手口等の最新情報を提供し、被害に遭わないよう注意喚起を行う。

6 高齢者の社会参加と生きがいつくりの支援

生涯現役が提唱される昨今、高齢者の社会参加や生きがいつくりは、地域での生活を豊かに過ごしていくためにも重要なテーマとなっています。高齢者の活躍は、地域貢献につながるだけでなく、社会的孤立の防止、閉じこもりからの脱却、身体機能の向上にもつながります。本市では、これまで、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動、就業など多様な社会参加の機会の充実に向け多様な取組を進めてきました。

今後も、地域の老人センターや老人集会所、老人集会室等を拠点として、高齢者それぞれが培ってきた能力を発揮できるような支援や取組を進めます。外出を促し、健康維持を図りつつ、地域社会の担い手となり、各々が充実した生活を実感できるよう、生涯学習や就労支援、活動機会の提供と情報発信を行っていきます。

(1) 情報提供ときっかけづくり

高齢者が新たに学習や就労、地域活動等を考えたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられるよう、本市は、情報の提供やきっかけづくり、活動場所確保のための支援を充実します。

【事業展開】

老人福祉センターの運営		【担当課】長寿支援課	
事業内容	60歳以上の方に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、各区に1か所ずつ老人福祉センターを設置し、指定管理者により管理運営を行っています。今後、民間活力の効果的な活用や、施設に求められる役割・機能を踏まえた資源・財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設と事業のあり方を見直していきます。		
現状・目標	項目	現状(令和元(2019)年度)	目標(令和5(2023)年度)
	堺老人福祉センター 延利用者数	44,679人	引き続き指定管理者による管理運営の実施により、民間事業者のノウハウを活かした自主事業を展開し、利用促進を図る。
	中老人福祉センター 延利用者数	68,883人	
	東老人福祉センター 延利用者数	73,323人	
	西老人福祉センター 延利用者数	53,123人	
	南老人福祉センター 延利用者数	71,113人	
	北老人福祉センター 延利用者数	71,231人	
	美原老人福祉センター 延利用者数	42,025人	

老人集会室の整備		【担当課】長寿支援課	
事業内容	老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーションなどの身近な活動拠点として、地域の動向も踏まえ、小学校区に1か所の老人集会室の整備を進めます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	整備か所数	52か所	55か所

ICTを活用した情報取得の推進		【担当課】長寿支援課	
事業内容	高齢者が、自らICTを活用し、社会参加や生きがいづくりに関する様々な情報を取得できるようにする取組を推進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	ICTを活用した情報取得方法を習得する機会の提供	—	各老人福祉センターに整備したWi-Fi等を活用して、高齢者のICTを活用した情報取得の促進を図る。

おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）【再掲】【掲載：p.84】		【担当課】公共交通課	
事業内容	公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的とし、満65歳以上の堺市民を対象に、「おでかけ応援カード」を使用することで、市内を走る路線バス（南海バス・近鉄バス）・阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	年間延べ利用回数	6,180,587回	6,181,000回

堺市乗合タクシー		【担当課】公共交通課	
事業内容	鉄道駅やバス停から離れた地域の日常生活を支える移動手段の確保を目的として、そうした地域と鉄道駅等を結ぶ定時方式の予約型乗合タクシーを運行します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	年間利用者数	24,873人	25,000人

生涯学習情報の提供		【担当課】生涯学習課	
事業内容	生涯学習情報提供サイトにおいて、学習講座、生涯学習団体・サークル、生涯学習指導者などの様々な生涯学習に関連する情報を一元的に収集し、提供します。また、様々な学習内容の詳細な情報が取得できるしくみづくりや見やすく・分かりやすい掲載方法に努め、誰でも容易に学習情報を入手できるシステムの運用を進めます。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	市ホームページ（生涯学習）へのアクセス数	131,255回	150,000回

(2)地域を支える担い手の確保・育成

本市は、高齢者の自立支援を目的とした事業において、セルフマネジメントできるスキルアップの指導、高齢者同士の交流で自信が持てるような働きかけを行い、高齢者自らが支援側に立場を変えることで役割を持ち、自立支援をさらに実現する取組を推進します。

【事業展開】

ボランティア活動の啓発・支援		【担当課】長寿支援課	
事業内容	堺市社会福祉協議会では、ボランティア体験等のボランティア活動に関する啓発活動に継続して取り組みます。また、同協議会各区事務所では、地域の福祉活動の紹介や発表など、ボランティアに興味を持っていただき、活動のきっかけづくりとなるような講座を開催するとともに、ボランティア相談コーナーを設置してボランティアの登録や活動の相談を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	ボランティア活動に関する啓発活動の回数	32 回	ボランティア活動に興味関心を持っている方に対するボランティア活動に関する学び・交流のできる機会の提供を維持する。

介護予防・生活支援サービス事業【再掲】【掲載：p.64】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	【介護予防・日常生活支援総合事業（生活援助サービス従事者研修の開催）】 担い手登録型訪問サービスに従事する者を養成するための研修を開催します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	研修修了者数	27 人	90 人

地域介護予防活動支援事業（介護予防活動グループ支援）【再掲】【掲載：p.40】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	保健センター、地域包括支援センターが、介護予防に関して自主的に活動するグループに、専門職の派遣や講座等を開催し、活動の継続に向けた支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和 5(2023)年度）
	講座開催数	2,411 回	2,600 回

介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業【再掲】【掲載：p.37、p.45】 【担当課】地域包括ケア推進課			
事業内容	元気高齢者を対象に、フレイル予防の3つの要素として「身体活動」に該当する「あ るく」、「社会参加、コミュニケーション」に該当する「しゃべる」、「食生活、口腔 機能」に該当する「たべる」の「あ・し・た」を活用したプログラムを提供し、高 齢者自ら介護予防に継続的に取り組むことができるよう支援します。		
現状 ・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)	目標（令和5(2023)年度)
	継続参加者数	—	500人
	イベントなど参加者数	320人	4,000人

(3)社会参加の機会の提供

高齢者の社会参加は、生きがいづくりや健康長寿につながり、一人ひとりの積極的な活動は地域活性化にも寄与します。本市では、これまでも高齢者が自発的に活動できる取組を支援してきました。今後も、多様なライフスタイルや価値観を尊重しつつ、教養や趣味、スポーツ、ボランティア、就業など、多岐にわたる活動を支援していきます。

また、高齢者の地域での活躍は、地域生活課題の解決や地域資源の有効活用にもなり得ます。高齢者同士が、支え合い、地域社会の担い手となれるよう、さらに参加意欲の醸成、参加の機会づくりと場づくりを推進します。

【事業展開】

老人クラブの活性化【再掲：p.103】		【担当課】長寿支援課	
事業内容	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を活かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康づくり、介護予防活動、ボランティア活動を柱に活動を行います。また、高齢者の閉じこもりや声かけ、見守りの友愛活動、健康・仲間づくり、高齢者相互の支えあい活動は地域での期待も大きいことから、これらの活動を促進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	会員数	32,908人	35,000人

ねんりんピックへの参加		【担当課】長寿支援課	
事業内容	明るく活力に満ちた高齢社会の実現をめざして行われている60歳以上の方を中心とした健康と福祉の総合的な祭典である「ねんりんピック」に、堺市選手団として参加を行います。各種スポーツ競技や、美術展の開催などのイベントを通じて、参加者相互の交流を図ります。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	選手団人数	135名 (派遣要請人数169人)	開催県からの派遣要請人数と同規模程度

シルバー人材センターの活用		【担当課】長寿支援課	
事業内容	公益社団法人堺市シルバー人材センターでは、就業を希望する定年退職者その他高齢退職者などに対し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を提供し、高齢者自らの生きがいの充実や社会参加を推進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	会員数	5,939人	6,400人
	契約件数	18,029人	19,600件
	契約高	2,255,721,048円	2,286,000,000円
	就業延人数	526,612人	562,000人日

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】【掲載：p.44、p.54】			
【担当課】長寿支援課			
事業 内容	<p>生活課題への個別支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」、地域福祉活動などを支援する「コミュニティワーカー」と、介護予防を推進する「生活支援コーディネーター」の3つの役割をもつ「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。</p> <p>「日常生活圏域コーディネーター」による個別支援や地域活動支援を推進し、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。</p>		
	現状・ 目標	項目	現状（令和元(2019)年度)
	個別支援件数	2,664 件	支援を必要とする方が適切な支援を受けることができる状況を維持する。

(4)地域における助け合い活動の推進

地域住民として暮らしていくには、日頃からの声掛けや助け合いが重要です。いざというときに備えておくためにも、また地域ネットワークの拡充に向けても、このようなつながりは地域共生社会の基盤となります。

本市では、地域での様々な助け合いの活動を推進し、高齢者の健康づくりや仲間づくりを支援してきました。今後も、高齢者が集い個々の力が結集して地域力となっていくような活動の充実を図るとともに、本市の地域ネットワーク活動に関して、各区と連携しつつ地域特性に応じた取組を推進していきます。

【事業展開】

老人クラブの活性化【再掲】【掲載：p.101】		【担当課】長寿支援課	
事業内容	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を活かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康づくり、介護予防活動、ボランティア活動を柱に活動を行います。また、高齢者の閉じこもりや声かけ、見守りの友愛活動、健康・仲間づくり、高齢者相互の支え合い活動は地域での期待も大きいことから、これらの活動を促進します。		
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標（令和5(2023)年度）
	会員数	32,908人	35,000人

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】		【掲載：p.44、p.54、p.90】		【担当課】長寿支援課	
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）」を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。 「地域のつながりハート事業」では、地域会館等の拠点において、高齢者が交流を図るいきいきサロンやふれあい喫茶、介護予防をねらいとした地域リハビリ、定期的な声掛けによる安否確認や見守りを行うお元気ですか訪問活動などを実施しています。				
現状・目標	項目	現状（令和元(2019)年度）	目標(令和5(2023)年度)	地域の実情に応じた活動ができる状況を継続する	
	いきいきサロン	1,777回			
	地域リハビリ	1,525回			
	ふれあい喫茶	1,907回			
	お元気ですか訪問活動	46,029回			

第5章

介護サービス量等の見込み

1 介護保険施設等の整備

(1) 介護保険施設の整備

ア 介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供する、定員 30 人以上の施設です。今期においては、・・・・・・・・

(単位：人分)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
整備数	作成中		
年度末時点の必要利用総数	作成中		

イ 介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を必要とする高齢者などに対して、自宅での生活に復帰できることをめざして、施設サービス計画に基づく看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う施設です。今期においては、・・・・・・・・

(単位：人分)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
整備数	作成中		
年度末時点の必要利用総数	作成中		

ウ 介護医療院・介護療養型医療施設

介護医療院とは、慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルなどの機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設で、平成 30(2018)年度から創設された施設です。今期においては、・・・・・・・・

介護療養型医療施設とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする高齢者などに対し、施設サービス計画に基づく療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設ですが、第 6 期中に全て医療療養病床に転換し、新設は認められていません。

(単位：人分)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
整備数	作成中		
年度末時点の必要利用総数	作成中		

(2)居住系サービスの整備

ア 地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供する、定員 29 人以下の施設です。今期においては、・・・・・・・・

(単位：人分)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
整備数	作成中		
年度末時点の必要利用定員総数	作成中		

年度末時点の総定員数の圏域別内訳

(単位：人分)

		令和 2(2020)年度末見込	第 8 期中整備数	令和 5(2023)年度
堺	1 区	0	作成中	
	2 区	29		
	3 区	0		
	4 区	0		
中	1 区	29		
	2 区	0		
	3 区	29		
東・美原	1 区	0		
	2 区	28		
	3 区	29		
西	1 区	0		
	2 区	67		
	3 区	0		
南	1 区	29		
	2 区	0		
	3 区	29		
	4 区	0		
北	1 区	29		
	2 区	0		
	3 区	29		
	4 区	0		
区域未定		-		
		327		

※現時点で整備圏域が確定していないため「区域未定」として計上してあります。

イ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症(比較的安定した状態)で介護が必要な高齢者などが5~9人で共同生活を営む住居で、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。今期においては、.....

(単位:人分)

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
整備数	作成中		
年度末時点の必要利用定員総数	作成中		

年度末時点の総定員数の圏域別内訳

(単位:人分)

		令和2(2020)年度末見込	第8期中整備数	令和5(2023)年度
堺	1区	81	作成中	
	2区	18		
	3区	54		
	4区	81		
中	1区	90		
	2区	18		
	3区	135		
東・美原	1区	90		
	2区	18		
	3区	72		
西	1区	36		
	2区	171		
	3区	18		
南	1区	63		
	2区	59		
	3区	36		
	4区	36		
北	1区	54		
	2区	36		
	3区	90		
	4区	63		
区域未定		-		
		1,319		

※現時点で整備圏域が確定していないため「区域未定」として計上してあります。

ウ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)などで、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。今期においては、.....

(単位:人分)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
必要利用総数（介護専用型）	作成中		
必要利用総数（混合型）	作成中		
必要利用定員総数（地域密着型）	作成中		

(3)その他の施設の整備

ア 養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上の方で、経済的及び環境上の理由から、在宅での生活が困難な方が入所する施設です。入所後の加齢などに伴い、介護などの支援を要する方は、在宅の介護保険サービスが利用できます。今期においては、

(単位：)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
施設数（か所）	作成中		
定員（人）	作成中		

イ 軽費老人ホーム(ケアハウスA型)

身体機能の低下などにより自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の方が利用する施設です。在宅サービスが利用できます。

- ・ケアハウス：食事サービスがあります。
- ・軽費老人ホーム（A型）：食事サービスがあり、診療所が併設されています。

今期においては、

(単位：)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
施設数（か所）	作成中		
定員（人）	作成中		

2 要介護等認定者数の見込み〔再掲〕

(1) 高齢者数の見込み(再掲)

本市の高齢者数は、令和 2（2020）年 9 月末時点で、●●人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は、○○%となっています。

令和 7（2025）年には・・・・・・令和 22（2040）年には・・・・・・

（単位：人）

	令和 2 (2020) 年度	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
総人口	集計中					
高齢者						
65～74 歳						
75～84 歳						
85 歳以上						
高齢化率						
前期高齢者の比率						
後期高齢者の比率						
85 歳以上の比率						

（各年 9 月末、令和 2（2020）年度は実績値、令和 3（2021）年度以降は推計値）
資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計

(2) 要介護認定者数の推移(再掲)

本市の要介護等認定者数は、令和 2（2020）年 9 月末時点で○○人となっています。今後・・・・・・

（単位：人）

	令和 2 (2020) 年度	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
要支援 1	集計中					
要支援 2						
要介護 1						
要介護 2						
要介護 3						
要介護 4						
要介護 5						
合計						

※各年度の介護度別認定者数には 2 号含む
（各年 9 月末、令和 2（2020）年度は実績値、令和 3（2021）年度以降は推計値）
資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

3 介護保険給付の見込み

計画期間の介護保険サービス利用量は、介護保険サービスの利用実績の推移から、今後の利用状況を見込んだうえで、要介護等認定者数の見込みと施設の整備方針などを踏まえ、さらに大阪府医療計画との整合性を確保し、以下のとおり推計しました。

(1) 介護保険サービス見込み量

ア 居宅サービスの利用者数とサービス量

	単位	令和 2 (2020) 年度	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
			令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
訪問介護	回/月	集計中					
訪問入浴介護	回/月						
介護予防	回/月						
訪問看護	回/月						
介護予防	回/月						
訪問リハビリテーション	回/月						
介護予防	回/月						
居住療養管理指導	人/月						
介護予防	人/月						
通所介護	回/月						
通所リハビリテーション	回/月						
介護予防	人/月						
短期入所生活介護	日/月						
介護予防	日/月						
短期入所療養介護	日/月						
介護予防	日/月						
特定施設入居者生活介護	日/月						
介護予防	人/月						
福祉用具貸与	人/月						
介護予防	人/月						
特定福祉用具販売	人/月						
介護予防	人/月						
住宅改修	人/月						
介護予防	人/月						
居宅介護支援	人/月						
介護予防	人/月						

※令和 2 (2020) 年度は見込み値、令和 3 (2021) 年度以降は推計値

イ 地域密着型サービスの利用者数とサービス量

	単位	令和 2 (2020) 年度	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
			令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人/月	集計中					
夜間対応型訪問看護	人/月						
認知症対応型通所看護	回/月						
介護予防	回/月						
小規模多機能型居宅介護	人/月						
介護予防	人/月						
認知症対応型共同生活介護	人/月						
介護予防	人/月						
地域密着型介護特定施設入所 者生活介護	人/月						
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/月						
看護小規模多機能型居宅介護	人/月						
地域密着型通所介護	回/月						

※令和 2 (2020) 年度は見込み値、令和 3 (2021) 年度以降は推計値

ウ 施設サービスの利用者数とサービス量

	単位	令和 2 (2020) 年度	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
			令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
介護老人福祉施設	人/月	集計中					
介護老人保健施設	人/月						
介護医療院	人/月						
介護療養型医療施設	人/月						

※令和 2 (2020) 年度は見込み値、令和 3 (2021) 年度以降は推計値

エ 地域支援事業の見込み量

(ア)介護予防・日常生活支援総合事業

		単位	令和 2 (2020) 年度	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
				令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
訪問型 サービス	従前相当サービス	人/月	集計中					
	独自サービス	人/月						
通所型 サービス	従前相当サービス	人/月						
	独自サービス	人/月						
介護予防ケアマネジメント		人/月						
一般介 護予 防事 業	介護予防教室	開催回 数/年						
	介護予防ケアマ ネジメント検討 会議	開催回 数/年						

(イ)包括的支援事業・任意事業

		単位	令和 2 (2020) 年度	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
				令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
地域包括支援センター 相談件数		延件数 /年	集計中					
在 宅 医 療・介護連 携推進事 業	堺地域医療連携 支援センター相 談件数	実件数 /年						
	多職種協働によ る会議等の開催 日数	実件数 /年						
認知症総 合支援事 業	認知症初期集中 支援チーム相談 件数	実件数 /年						
	認知症カフェ数	延件数/年						
生活支援 体制整備 事業	生活支援コー ディネーター配 置数	人						
家族介護 支援事業	さかい見守り メール事前登録 者数	人						
その他事 業	認知症サポー ター数	延件数/年						
	成年後見市長申 立て件数	実件数/年						

(2)介護保険事業費の見込み

高齢化に伴う要介護等認定者数の増加、介護保険サービス利用者数の伸びなどにより、介護保険事業費は、年々増加しています。今後も、高齢者数の増加等により、介護保険事業費は、更に増大するものと予測されます。

本市では、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進を進めながら、中・長期的な視点で給付と負担の適切なバランスを図り、将来にわたって安定的に介護保険事業を運営することができるように取組を進めます。

ア 介護保険給付費の見込み

(単位：千万円)

	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
介護・予防サービス等給付費	集計中				
居宅介護サービス					
地域密着型介護サービス					
施設介護サービス					
居宅介護福祉用具購入等費					
居宅介護サービス計画給付費					
介護予防サービス					
地域密着型介護予防サービス					
介護予防福祉用具購入等費					
介護予防サービス計画給付費					

(単位：千万円)

	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
介護・予防サービス等給付費	集計中				
審査支払手数料					
高額介護サービス等費					
高額医療合算介護サービス等費					
特定入所者介護サービス等費					
合 計					

イ 地域支援事業費の見込み

(単位：千万円)

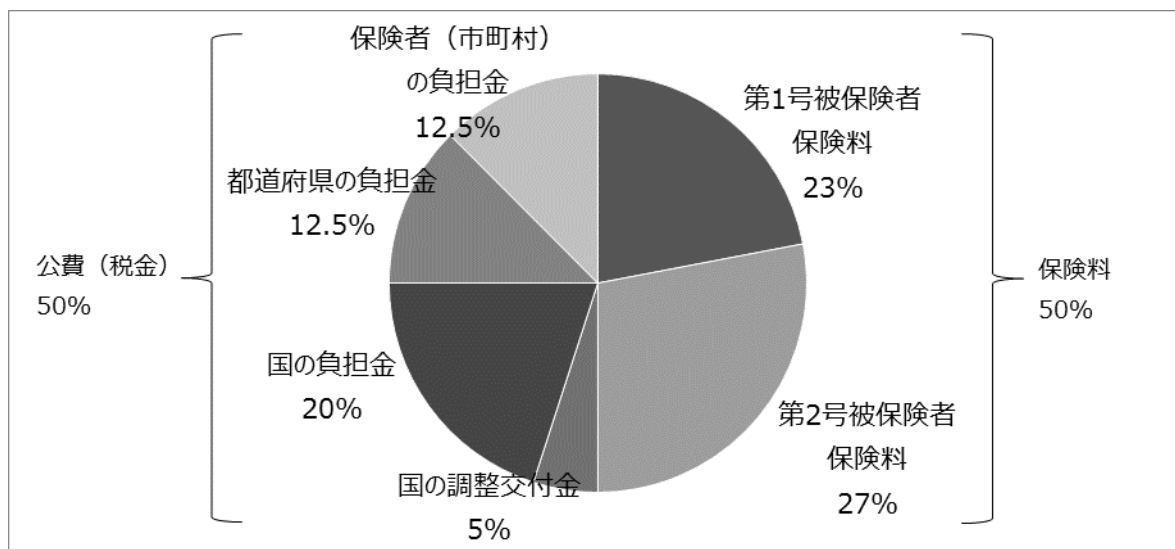
	計画期間			令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
介護予防・日常生活支援総合事業費	集計中				
包括的支援事業・任意事業費					
合 計					

(3)介護保険事業に係る給付費の財源の仕組み

介護保険サービスを利用する場合、利用者の自己負担は1割、2割又は3割であり※（高額負担の場合の軽減措置等があります。）、残りは介護保険から給付されます。この保険給付財源のうち、半分は国・都道府県・保険者（市町村）が公費により負担し、半分を保険料で賄う制度となっています。

そのうち、保険料負担分について、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までは、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40～64歳）が27%を負担することになっています。したがって、第1号被保険者の保険料の算定は、介護保険給付費の23%分を第1号被保険者数で配分する形が基本となります。

給付費の財源内訳



※国の調整交付金とは、地域における保険料負担の差異を平準化するために、市町村の高齢化の状況などに応じて5%を基準に国から交付されるもので、後期高齢者や所得の低い高齢者の割合が高い市町村では5%よりも大きく設定されます。

※保険料による負担割合は、第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料を合わせて50%となりますが、それぞれの負担割合については人口比に応じて3年ごとに見直されることになっています。本計画期間では、前計画期間（平成30（2018）～32（2020）年度）の第1号被保険者23%と変更はありませんが、今後は高齢化により第1号被保険者の負担割合は上昇するものと見込まれます。

(4)第1号被保険者の保険料の設定

ア 保険料改定に係る考え方

保険料については、被保険者の所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うことができるよう、国の標準段階（9段階）については、多段階化や保険料率（保険料基準額に対する割合）の変更が可能となっています。

本市では、介護保険事業を安定的に運営するために、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定が必要であると考えており、第7期においては16段階としました。本計画期間においては、・・・・・・・・

イ 保険料基準月額

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準月額は、・・・・・・・・

令和7（2025）年には・・・・・・・・、令和22（2040）年には・・・・・・・・

ウ 介護保険給付費準備基金の活用

計画期間中において、保険料の余剰金を積み立てるために各保険者が設置している保険給付費準備基金については、余剰がある場合は、次期の保険料の上昇抑制に充てることとなっています。

・・・・・・・・

エ 本市独自の保険料減免制度

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う制度であり、被保険者は、所得状況に応じた保険料を負担することが原則です。

しかし、低所得で生活に困窮されている方もいることから、本市独自の施策として、収入や資産等について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免制度を実施しています。

オ 公費投入による低所得者の保険料軽減強化

低所得者の保険料負担を軽減するため、保険給付費等に係る公費とは別枠で公費を投入し、次のとおり第1段階から第3段階の保険料率を引き下げており、本計画において・・・・・・・・

	平成27（2015）年4月～	令和元（2019）年10月～	令和2（2020）年4月～
第1段階	0.5→0.45	0.45→0.375	0.375→0.3
第2段階	0.72（変更無）	0.72→0.595	0.595→0.47
第3段階	0.75（変更無）	0.75→0.725	0.725→0.7

※保険料の算出手順については、資料編●●ページを参照ください。

本計画期間における保険料率と保険料は、下表のとおりです。

課税状況	所得段階 区分	所得段階別対象者	保険料率	保険料年額 (月額)
作成中				

第6章 計画の推進

1 関係機関等との連携

本計画の推進に当たっては、行政だけでなく、市民及び地域、関係機関や各種団体、サービス提供事業者や企業などが、本計画の基本理念の実現に向けて、連携と協働を図りながら取り組んでいくことが大切です。

各主体が地域包括ケアシステムを推進する担い手として適切な役割を果たしつつ、さらなる連携強化を図り、計画の推進に努めていく必要があります。

(1) 計画に関する進行管理

本計画の進行管理にあたっては、事業の実施状況などについて定期的な点検・評価を行うため、「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、構成メンバーである学識経験者、市内関係団体の代表、市民団体などから幅広い意見などを聴取します。会議の内容については、議事録にまとめ、ホームページや市政情報センターなどで公表します。

進行管理体制については、上記をはじめとした庁内外の体制のもと、PDCAマネジメントサイクルにより毎年度の点検・評価を適切に行います。これは、「計画の立案（Plan）」⇒「事業の実施（Do）」⇒「事業の評価・検証（Check）」⇒「計画の改善（Act）」のPDCAサイクルにより、循環的マネジメントです。介護保険事業における認定者数やサービス利用量等の進行状況について、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを活用した定期的な点検や、全国平均や他自治体との比較分析の実施など、本計画の目標達成状況についての把握を行います。これらのプロセスで目標達成が見込めない場合には、必要に応じて事業の見直しを図るなど、適正で実効性のある進行管理体制により計画の推進に取り組みます。

市民や関係者の方に対しては、様々なツールを用いて情報共有とともに理解を得られるよう取組を推進していきます。

(2)地域密着型サービスに関する進行管理

地域包括支援センターの設置・運営に関しては、法改正により平成 30（2019）年度から市町村やセンターは、実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化されています。評価の実施については、全国で統一の指標を用いることで、比較による評価が可能となっています。人員体制や業務への対応等に関する必要な改善措置の検討に当たっては、評価の結果を踏まえて、適切な対応を行うこととされています。

また、センターにおける業務の適切な運営と公平・中立の確保のためには、地域のサービス事業者、関係団体などで構成される運営協議会を設置するとともに、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）に係る事務の適切な運営を図るため、被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見の活用を図るために必要な措置を講じることとされています。

本市では、「堺市地域介護サービス運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの業務運営と地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）に係る業務運営について、広く市民、関係者からの意見を聴取しています。

事業の推進状況、サービス利用量の進行状況の調査・分析結果についての報告及び意見聴取などを経た事務・業務の適切な運営の内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

(3)地域、専門機関等との連携・協働

【地域】

自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティアなどは、地域社会を支える活力、高齢者の社会参加や生きがいづくりの基盤となります。それらの役割は重要で、地域包括ケアシステムを推進していく多様な地域活動の担い手となっています。地域に根ざした支援活動が円滑に展開できるように、各々の活動主体の役割や特色を活かしつつ連携・協働を進めます。

【堺市社会福祉協議会】

堺市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るための団体として、ボランティアの育成やネットワークの充実にに向けたノウハウを蓄積しています。また、本市における地域包括ケアシステムを推進するための基幹型包括支援センターの運営主体として、大きな役割を担っています。地域包括ケアシステムの基盤整備の推進に向け、今後も堺市社会福祉協議会との連携・協働を強化していきます。

【大学】

堺市内及び近隣の大学との連携をさらに進め、高齢者福祉分野における研究実績が地域で援用できるように、共同研究や協働事業を行い、新たな政策形成や施策展開が図れるよう関係強化を進めます。

【保健・福祉・医療機関、サービス提供事業者等】

高齢者支援の最前線で活動する保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者などは、本市のサービス基盤を支える重要な役割を担っています。地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手としても、ニーズに即した質の高いサービスや個々人に配慮したサービス提供が行われるように、人権尊重のもと、必要な指導・支援を行い連携・協働を充実します。また、地域包括ケアシステムの機能強化に向け、多職種連携による専門性の向上やネットワークの拡充などを進めていきます。

(4)庁内関係部局との連携・協働

本市では、様々な行政分野にわたる本計画の施策・事業を総合的に推進することを目的に、「堺市地域福祉推進庁内委員会」を設置し、国や都道府県との連携はもとより、庁内関係部局相互の連携を図っています。本計画の推進に当たっては、当該委員会を中核として、庁内の関係部局の連携・調整を図りつつ計画の進捗管理を行うとともに、事業や取組について庁内の協働により推進していきます。

2 計画の周知・広報

本計画の理念や目標、施策や取組について、市民の認知・理解を得て普及・啓発していくため、市の広報紙やホームページなどをはじめ多様な媒体を駆使し周知・広報活動を推進します。

また、地域や関係機関、各種団体、事業者などと協力し、介護保険制度の理念や計画内容のきめ細かな周知徹底に努めます。